

# 構成産別・女性委員会・神奈川シニア連合からの 政策・制度要求と提言

U A ゼンセン

電機連合

自動車総連

自治労

J A M

神教協

J E C 連合

運輸労連

全水道

全国ガス

女性委員会

神奈川シニア連合

※ 昨年度より、要求項目は「重点」に絞った提出を求めました。

※ 書式、政策項目分け等、各組織で異なる部分は原文のまま掲載しています。

# U A ゼンセン

## 福祉・社会保障

### 1. 介護従事者の人材確保及び処遇改善ならびに事業者支援について（重点1：継続・補強）

#### 【要請事項】

#### 1. 市町村事業への県の支援強化

介護保険事業は市町村が主体となって運営しているが、安心できる介護体制を確立するためには、県としても地域の現場実態を把握・検証し、市町村の取組を後押しする支援を推進すること。

#### 2. 介護従事者の人材確保

潜在介護従事者の復職支援研修を充実させるとともに、介護資格取得に対する研修費補助・奨学金制度の拡充、さらに介護従事者への住居費補助など、県として広域的な人材確保施策を強化すること。これにより、市町村単位では対応が難しい人材確保を県全体で支援すること。

加えて、介護事業者が人材派遣会社や紹介会社を通じて人材を確保する際、高額な紹介料が経営を圧迫している現状がある。こうした過度な負担を軽減するため、県として直接的な人材確保支援や公的なマッチング機能の強化を引き続き推進し、事業者が安定的かつ持続可能に人材を確保できる環境を整備すること。

#### 3. 介護事業者への経営支援

物価上昇に伴う食材費・衛生用品費・光熱費・燃料費等の経費増加が介護事業者の経営を圧迫している。しかし介護報酬は公定価格で定められており、事業者の判断で価格転嫁することができない。地域福祉の推進に重要な役割を担う介護事業を継続的に発展させるため、国への要望を含め、県として物価上昇を踏まえた介護事業者への支援を強化すること。

#### 4. 訪問介護事業者への支援

令和6年度介護報酬改定において訪問介護サービスの基本報酬が一部引き下げられたことにより、事業継続に影響を受けている事業者が見受けられる。県として訪問介護事業者の経営状況を調査し、実態に即した支援策を市町村と連携を展開すること。

#### 【要請の背景等】

老後も安心して暮らしていくためには、持続可能な医療と介護の体制を確立することが必要であり、地域包括ケアの確立などの環境整備に向けた取り組みが必要である。診療報酬改定により、人材確保に向けた処遇改善項目が追加されたが、これまでの処遇間格差を考えると、処遇改善に向けた一層の取り組みが求められる。また、医療従事者の人手不足解消のためには、各自治体の処遇改善に向けた支援も不可欠である。

厚生労働省の第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量などに基づく介護職員の必要数についての公表では、高齢者数がほぼピークを迎える2040年度に必要な介護職員数を約272万人と推計している。一方で、全国の介護職員数は2023年度に約212万6千人で、前年度から2万9千人規模で減少し、介護保険制度が開始した2000年度以来、初めて減少に転じた。地域において、介護サービスを維持していくためには、介護人材の確保が急務の課題である。

介護人材の確保には、介護報酬の引き上げ等の処遇改善賃金改善のほか、自治体においても介護従事者（※1）の労働条件を改善するための対策を実行することが求められる（※2）。

特に、大都市部周辺の地域については、介護従事者が処遇水準の高い都市部の施設に流出していることが問題となっており、これに歯止めをかけるためにも実効性のある対策を講じるべきである。

居住介護支援事業所の管理者は、原則、主任介護支援専門員（ケアマネージャー）であることが要件となっているが（※3）、その取得が進んでいない状況を踏まえ、各自自治体においては地域医療介護総合確保基金などを活用し、資格を取得しやすい環境整備が求められる。

厚生労働省は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のため、可能な限り住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、2025年を目途に、日常生活圏域（中学校区単位）での包括的な支援・サービス提供体制（※4）の構築に取り組んでいる。

介護離職を防いでいくためには、何よりも労働者が自ら生活する場における地域包括支援センターを認知し、アクセスする機会を増やしていくことが必要である。そのためには、センターと企業側との連携や、労働者への周知を強化していく取り組みが必要である。

※1 介護従事者には、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、相談員、事務職、給食関連等、直接的に介護を行う者以外も含む。

※2 介護人材確保に向けた地方自治体の対策例

・一関市（岩手県）

介護人材確保奨学金補助金…市内の介護サービス事業所で働く介護福祉士等で、資格取得のために奨学金を借り入れ現在返還している者に対し、奨学金返還額の補助金を交付。

・金ヶ崎町（岩手県）

介護職員就職支援助成金 …町内介護サービス事業所に就労した介護福祉士、社会福祉士等に対し、就労時の支度金として10万円を交付。

・群馬県

「ぐんま認定介護福祉士」という全国初の県独自認定制度を創設。

介護福祉士にとっては、資格取得後にめざす上級の国家資格が無いことを踏まえて、県が介護福祉士に対する評価・処遇の指標を示すことで、介護福祉士の賃金引き上げや手当の追加などの処遇改善につなげた。

・埼玉県

一度離職した介護職員や資格を持ちながら介護に従事した経験のない人を対象にした研修（基礎研修、体験研修）の実施、再就職先のマッチング（潜在介護職員復職支援事業）。

・東京都

①介護事業者に対して職員宿舍の借り上げに必要な経費の一部を助成（介護職員宿舍借り上げ支援事業）。

②都内で働くすべての介護職員、ケアマネージャーを対象に、「居住支援特別手当」として月1万円または2万円を給付する。手当は事業所が介護職やケアマネージャーの給与に「居住支援特別手当」を設けた場合、都に申請することでその分の給付金が事業所に支給される（居住支援特別手当事業）。

- ・流山市（千葉県）  
市内介護保険サービス事業者勤務する介護職員等に、施設からの給与とは別に、月額9,000円の給与上乗せ額が流山市から補助される（市から事業者に補助金を支給し、事業者から手当として支給）。
- ・久御山町（京都府）  
町内の介護事業所等で働く介護従事者（主に身体の介助に従事する職員（資格を問わない）、介護支援専門員、主任介護支援専門員、常勤の正規職員）に対して、町の独自財源で補助金を直接支給している。
- ・成田市（千葉県）  
常勤の職員として直接雇用されている介護職員に対して、介護職員定着支援補助金（介護版なりた手当）を直接支給している。

※3 2021年4月以降の居住介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員であることが要件となったが、2021年3月末時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を2027年3月31日まで猶予されている。

※4 地域包括支援センター：地域包括ケアシステムを形成する中核機関であり、各地域に設置される。高齢者一人ひとりに合わせて医療・介護・生活にかかわる最適なサポートを提示・指導していく拠点である。

## 2. 医療従事者の人材確保及び処遇改善と事業者に対する支援強化について

（重点2：継続・補強）

### [要請事項]

#### 1. 地域の医療体制の強化

安心できる医療体制を確立するため、地域の現場実態を把握・検証した上で、自治体としても医療従事者の処遇改善に資する支援を推進すること。

#### 2. 医療従事者の人材確保

看護師免許を有しているものの医療現場で就労していない「潜在看護師」の存在が人手不足に拍車をかけている現状を踏まえ、復職支援策を強化するとともに、看護職、リハビリ職、相談員、医療事務・病院事務、給食関連職、委託業者（医療事務・給食関連・清掃関連等）など、直接的に医療行為を行う者以外も含めた幅広い医療従事者の確保に向けた支援を推進すること。

#### 3. 医療事業者への経営支援

人件費及び物価上昇に伴う食材費・衛生用品費・光熱費・燃料費等の経費増加が医療事業者の経営を圧迫している。しかし診療報酬は公定価格で定められており、他産業のように価格転嫁が困難である。地域福祉の推進に重要な役割を担う医療事業を継続的に発展させるため、国への要望を含め、物価上昇を踏まえた医療事業者への支援を強化すること。

## 【要請の背景等】

老後も安心して暮らしていくためには、持続可能な医療と介護の体制を確立することが必要であり、地域包括ケアの確立などの環境整備に向けた取り組みが必要である。診療報酬改定により、人材確保に向けた処遇改善項目が追加されたが、これまでの処遇間格差を考えると、処遇改善に向けた一層の取り組みが求められる。また、医療従事者の人手不足解消のためには、各自治体の処遇改善に向けた支援も不可欠である。

## 社会インフラ

### 1. 安全・安心に暮らせる渋滞対策をはじめとした交通インフラの整備等の推進について

(重点3：継続・補強)

#### [要請事項]

誰もが安心して健康に暮らせる地方の生活環境を創生するため、幹線道路、通学路、身近な道路（生活道路）における交通安全対策を実施し、安全・安心・健康に暮らせる、渋滞対策をはじめとした道路交通環境の整備等を行うこと。

また、地域住民の日常生活を守るために誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等を受けられるよう、地域の実態を調査しその結果を踏まえて、安全・安心を前提とした必要な対策を推進すること。

## 【要請の背景等】

神奈川県は、増加の一途をたどる観光客の影響により、地域生活者の交通インフラが脆弱になりつつある。

そのため、当該自治体が交通インフラの整備をする際や事業者が運用をする際は補助金等支援策の拡充・構築を図ること。

神奈川県は多くの観光地を抱えており、県内における観光客は増加の一途をたどっている。

一方、コロナ禍において観光客が激減し、交通インフラの維持が困難となった為、交通インフラを縮小せざるを得なかった観光地もある。

現状においても、縮小した交通インフラで増加した観光客に対応していることによって、地域住民がバスに乗るのに時間がかかる、観光地での交通インフラが整っていないため観光客による自家用車の使用が増加したことに起因する渋滞発生が増加する等の影響が発生している。

上記を鑑み、応急対策としてルートバスやコミュニティバスの増便や新規導入を行うことにより、観光地における移動手段を改善することによってさらなる観光客増加につながり、県下の経済的好影響が期待される。また、恒常的に発生している渋滞緩和によって地域住民の生活環境が向上される。

交通インフラ整備の実施、また整備に係る事業、交通インフラの人手不足の解消について、補助金等の支援策の拡充・構築を求める。

## 2. 自動車運送事業における担い手不足への対策の強化（重点4：継続・補強）

### [要請事項]

物流の共同配送を推進実現するためには、大小異なる事業者が参画するため、中小事業者では出せないシステム技術の活用と資金確保が必要である。

自動車運送事業の担い手不足を解消することが重要であることに鑑み、事業者を越えた協業や生産性向上を実現するための枠組みに加え、協業を行う事業者間において、必要となるシステム技術の活用に対し、必要な措置を講ずること。

また、事業者間が協働しながら、輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチングを行うとともに、地域物流の核となる拠点を整備することで、地域の物流ネットワークの再構築の実現を目指す先進的な取組を支援すること。

### 【要請の背景等】

トラックをはじめとした自動車運送事業は、将来的に深刻なドライバー不足に陥ることが強く懸念されている。

また、若手ドライバーが減少し、ドライバーの高齢化率が高まっており、将来的に深刻なドライバー不足に陥ることが懸念されている。

将来を担うドライバーの採用・育成に向けて、トラック運送業界では、早急な取組が求められている。また高齢者の適切な活用も重要な課題と言われている。

また、システムの導入で、輸送効率の向上にも繋がることなどが考えられるものの、事業者への負担も大きいため、取組に対する支援が求められている。

## 3. 海外からの観光客の増加を踏まえ、観光・インバウンドの地方誘客の促進を通じた高付加価値化ならびにインバウンドの受入環境整備（重点5：継続・補強）

### [要請事項]

政府が掲げる観光立国推進基本計画の重要目標である 2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人・消費額 15 兆円を目指し、インバウンドの地方誘客を促進するため、自然、歴史・文化・芸術・スポーツ、農山漁村、景観などの「多様な地域資源」をいかした観光コンテンツ造成や観光客向けの移手段などの受入環境整備等に取り組む地域等を支援し、観光地の高付加価値化を進めること。

また、観光データの収集・分析・活用等に取り組む地域等を専門家の派遣等を通じて支援すること。

あわせて、観光客向けの移手段などインバウンドの誘客に必要な受入環境の整備等に取り組むこと。

### 【要請の背景等】

国際的に持続可能な観光への関心・意識が高まる中で、今後我が国が世界の観光旅行者から選ばれる観光地となるためには、地域が主体となって持続可能な観光地域づくりを行うことが重要であると言われている。

観光庁が令和元年6月にとりまとめた報告書「持続可能な観光先進国に向けて」においても、多面的な現状把握の結果に基づき持続可能な観光地マネジメントを行う必要性が示唆されている。

また、将来的には、観光による恩恵を感じる地域住民及び我が国を持続可能な観光地として認識する訪日外国人旅行者の増加を目指し、持続可能な観光の浸透を図る。

また、日本ならではの地域の観光資源（自然、文化・歴史、地場産業等）を保全・活用したコンテンツの造成・工夫や、その持続可能性や価値を更に高めるための受入環境の整備が不可欠である。コンテンツの造成・工夫においては、観光旅行者の知的好奇心を踏まえ、自然・文化・歴史・産業等の本質を味わいながら地域への貢献を実感でき、観光利用と地域資源の保全を両立させる体験等のコンテンツ造成及び地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上の好循環の仕組みづくりを支援することが求められている。

受入環境整備においては、観光旅行者から入域料を徴収し、地域づくりに還元するためのシステム・設備整備、公共交通への乗換えを促進するパークアンドライドに必要な駐車場の整備、観光旅行者のマナー啓発等に必要な備品・施設等の整備、混雑の平準化・解消のためのシステム整備等を支援することが求められている。

さらに、地域における取組を促進するため、関連する研修を拡充し、国際的な認証・表彰の取得促進を図ること等により、世界に誇れる持続可能な観光地域の形成を目指すことも求められている。

## 環境・エネルギー

### 1. 電気料金負担軽減対策（重点6：継続・補強）

#### 【要請事項】

神奈川県は、特別高圧契約法人への電気料金負担軽減対策を継続して講じるとともに、支援策の拡充及び支援対象の拡大を図ること。あわせて、その施策の周知と手続きの簡素化を図ること。

#### 【要請の背景等】

神奈川県は、令和5年度12月補正予算案にて、特別高圧で受電する中小製造業及び倉庫業、また、商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者に対し、支援を決定したが、大企業・中堅企業の製造業・商業施設等は含まれていない。これら企業は使用電力が大きいため、電気料金の高騰が企業業績に与えるインパクトは非常に大きい。企業は電気料金の節約や価格転嫁も進めているが、昨今の電気料金の高騰を吸収するには至っておらず、電気料金の高騰が企業業績回復の足枷となっている。

さらに上記施策については、令和6年5月までの措置であり、過年度の電気料金の高騰に対する価格転嫁が十分進んでいるとは言えない。

以上を踏まえ、神奈川県は、特別高圧受電者支援を改めて講じるとともに、補助金の拡充や、大企業及び中堅企業の製造業・商業施設等へも支援対象の拡大を図ること。

なお、製造業・商業施設等へ支援を拡大することで、中小企業から購入している部品代の価格転嫁へ応じることや、賃料等に対しての価格交渉へ応じることが可能となり、間接的に持続可能な賃上げに繋がることが期待される。

## 教育・人権・平和

### 1. 北朝鮮による日本人拉致問題対策（重点7：継続）

#### [要請事項]

神奈川県は、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として、北朝鮮による日本人拉致問題が風化することがないように、一刻も早い解決に向けてより一層の啓発活動を行うこと。

また、拉致問題への関心を高める具体的な施策を更に実施すること。

そして、すべての日本人拉致被害者が救出され帰国出来るよう広く世論喚起を行うこと。

#### 【要請の背景等】

2019年2月に米朝首脳会談が実施されたが、日朝政府間においては未だ2014年に日朝両政府によって交わされた「ストックホルム合意」を2016年に北朝鮮から一方的に反故されて以来、拉致問題は一向に進展が見られない。

一方、拉致被害者のご家族の高齢化も進み、被害者ご本人、ご家族ともに残された時間は少なくなっている。

拉致被害者ご家族が懸念していることは、この問題の風化である。

神奈川県はこの問題が風化しないよう、一刻も早い解決に向けて啓発活動を引き続き行うこと。

#### <拉致問題を風化させない取組／北朝鮮による拉致問題とは>

- ・1970年代から80年代にかけて北朝鮮による日本人拉致が多発し、現在、政府は17名を拉致被害者として認定している。また、政府が認定した拉致被害者以外にも、拉致の可能性を排除できない人たちがいる。
- ・平成14年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人を拉致したことを認め、謝罪した。その後、5人の拉致被害者が帰国されたが、残りの拉致被害者は帰国の途についていない。
- ・県では、拉致事件が一刻も早く解決されることを願い、拉致問題に関する県民世論が高まるよう普及啓発を行うなど、拉致問題を風化させない取組を行っている。
- ・なお、毎年12月10日から同月16日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」である。

## 行財政

### 1. カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進（重点8：継続・補強）

#### [要請事項]

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現を目指し、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等のカスタマーハラスメント（悪質クレーム）の抑止・撲滅を推進すること。

具体的には、カスタマーハラスメントの根絶を謳う条例制定や、消費者が加害者とならないために倫理的な行動を促す啓発活動及び消費者教育を実施する。

あわせて、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）の実態調査を行い、対策に関する研究を行うこと。

## 【要請の背景等】

人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えたカスタマーハラスメント（悪質クレーム）は深刻な問題である。コロナ禍においては、流通・サービス業のエッセンシャルワーカーへのカスタマーハラスメント（悪質クレーム）がより深刻となり、社会的にも注目された。このようなクレームは働く者に大きなストレスを与え精神疾患を招くだけでなく、働く魅力を阻害し働き手不足を招き、販売機会のロスや対応コストの負担により賃金の源泉となる企業利益を損なう。なお、2023年9月には労災認定基準の改正により業務による心理的負荷に「カスタマーハラスメント」が追加された。

また、2024年12月、厚生労働省の「労働政策審議会雇用環境・均等分科会」はカスタマーハラスメント対策については 事業主の雇用管理上の措置義務とすること を求める報告書をまとめ、厚生労働大臣に建議した。建議を踏まえた法案が2025年の通常国会に提出されることが見込まれている（2025年3月時点）。

自治体は、カスタマーハラスメントとは、流通・サービス業にとどまらず人と接するあらゆる産業において起こっている社会的な問題であることを認識し、条例制定をはじめとした様々な対策を講じることで、労働者を守る姿勢を明らかにすることが何よりも重要である。

具体的には、カスタマーハラスメント被害の実態を把握し、その対策について研究を進めるとともに、事業者に対する周知活動や消費者が加害者とならないために倫理的な消費行動を促す消費者教育、そして、条例制定等を推進することが必要である。

## ※地方自治体の取り組み事例

### ・北海道

- ①ホームページにてU A ゼンセン製作のCM動画を案内している。道内企業に対してカスタマーハラスメントに関する調査を実施した。
- ②道議会の主導で「北海道カスタマーハラスメント防止条例」を制定した（道議2025年4月施行）。

### ・札幌市（北海道）

2023年7月から市役所本庁舎1階の市民の声を聞く課や各区総務企画課広聴係などにカスタマーハラスメント防止啓発ポスター掲示を開始。市民の声を聞く課では、暴言などのカスタマーハラスメント行為の予防を目的とした通話の録音を試行的に開始。市民への周知が進むとともに録音を意識し暴言等を控える傾向があることを踏まえて、2024年1月4日より各区総務企画課広聴係で通話の録音を開始されることとなった。統一的な基準に基づく電話や窓口対応を進めていくため、「広聴部門におけるカスタマーハラスメント対策マニュアル」の運用も開始。

### ・秋田県

差別の解消を図り、すべての県民が個性を尊重し合いながら、多様な文化及び価値観を受け入れ、ならびに互いに支え合う社会の形成を図ることを目的とした条例（「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」）が2022年4月1日に施行された。当条例の指針には、カスタマーハラスメント対策が示されている。

### ・栃木県

県内におけるカスタマーハラスメント発生状況等を把握し、対策の検討に活用するため、WEBアンケート調査を実施。

- ・宇都宮市（栃木県）  
ホームページに悪質クレーム防止について掲載された。
- ・群馬県
  - ①「群馬県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議」が設置された（委員就任）。
  - ②条例制定に向けて、パブリックコメントを実施（2024年12月～2025年1月）。
  - ③2025年2月開会の群馬県議会第一回定例会で条例案が提出され、可決の見込み。
- ・東京都
  - ①中小企業対策の一環として、都内の中小企業約1万社を対象に悪質クレームの実態把握を行った。その結果を踏まえ、中小企業からの相談の対応項目に悪質クレームを盛り込んだ。
  - ②カスタマーハラスメントの禁止を謳う「カスタマーハラスメント防止条例」を制定した（2025年4月施行）。
- ・板橋区（東京都）  
区のホームページで「悪質クレーム（カスタマーハラスメント）にならない上手な意見の伝え方」を掲載している。  
消費者センターでU Aゼンセンが作成した啓発チラシを配布している。
- ・新潟市（新潟県）  
市のホームページにカスタマーハラスメントに関する啓発内容が掲載されることとなった。
- ・長野県  
カスタマーハラスメントに関する実態調査の実施に向けた準備開始。
- ・長野県議会  
「顧客等のハラスメントを防止するための抜本的な対策を求める意見書」を全会一致で採択、内閣総理大臣、衆参議長へ提出された。同様に、名古屋市、一宮市、岡崎市でも、議会として内閣総理大臣、衆参両院議長、他大臣あてに意見書を提出した。
- ・愛知県  
県にカスタマーハラスメント防止対策に関する協議会が設置された。労働者団体も委員として参加し議論が進められている。
- ・三重県  
有識者による検討懇話会を設置するとともに、県庁内にも「カスハラ防止対策推進本部」を設置。
- ・鳥取県
  - ①消費者教育講座や市民向けの講座にカスタマーハラスメント（悪質クレーム）に関する具体例を盛り込むなどの啓発活動を実施している。
  - ②県に「カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチーム会議」が設置された。
  - ③3年に1度実施する「県職場環境等実態調査」にカスハラに関する項目を追加。
  - ④県内企業・労働者に対するカスハラ実態調査を実施。
- ・岡山市（岡山県）  
第2次岡山市消費者教育推進計画（2023年度・2027年度）の「(3)人権等に配慮した消費者啓発の推進」に、カスタマーハラスメント対策の必要性が明記された。
- ・高知県  
カスタマーハラスメントの県民への周知や労働者のハラスメントによる被害防止を目的とするポスターを作成。

- ・福岡県  
県議会で「顧客からのハラスメント」の抜本的な対策を求める意見書（衆参両院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚労大臣あて）を全会一致で可決した。
- ・佐賀県  
県内企業の対策を促すためのセミナー開催や専門家派遣による個別相談会などを実施するため、カスタマーハラスメント等対策推進事業費を新たに予算化。

## 2. 販売に伴う未成年者の酒類、たばこ、防止に向けた条例の改正（重点9：継続・補強）

### [要請事項]

神奈川県は、確実に青少年の喫煙及び飲酒の防止を達成するとともに、販売担当者の身体的、精神的負担をなくすため、たばこ又は酒類を購入する際には、マイナンバーカード等の身分証明書の提示を義務付けること。

### 【要請の背景等】

- ・酒類及びたばこを販売する事業で働く労働者（未成年を含む）が、販売者責任を負わなければいけない状況がある。
- ・販売担当者は年齢確認を徹底する一方で、年齢確認を拒否する消費者とのトラブルを度々経験しており、身体的・精神的な負担となっている。

#### 《現状》

- ・神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例第8条において  
「販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思料するときは、その者の年齢又は生年月日を確認するために必要な書類で規則で定めるもの（次項において「証明書等」という。）の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。  
2 飲食店等営業者は、酒類の供与又はたばこの購入を依頼する者が青少年であると思料するときは、証明書等の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。」と規定されているが、運用としては上記の通り労働者が実施するしかなく、責任も労働者に帰属してしまう。また、青少年であると感じなければ提示を求める必要がないとも受け止められ、合法・違法の線引きがわかりにくい。
- ・結果として、第1条にある本来の目的を果たしきれていないものとなっている。

## 3. 公衆喫煙所の整備（重点10：新規）

### [要請事項]

他の地方自治体の取り組み状況等を調査し、各市町村に対し公衆喫煙所の増設を求めること。

### 【要請の背景等】

現在も街のあちこちで路上喫煙禁止看板や道路へのプリント、また条例も設定され巡視員の巡回や罰則を設けても路上喫煙問題は減少している状況にはないと認識している。

根本の問題は喫煙についての住み分けが曖昧なことによる部分、また心理的に喫煙者と非喫煙者がお互いに被害者と加害者の面で心理戦を行うことにも起因していると思われる。

東京都渋谷区「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」  
路上喫煙問題だけに限らず、とかく喫煙者を排除するような設計がなされているように感じることは多く感じるころはある。さまざまな価値観や趣味嗜好の人が共存できるまちづくりこそ、行政・事業者に求められていることではないだろうかという趣旨から東京都渋谷区は喫煙所の設置について渋谷区モデルともいべき独自の取り組みをしている。

1万㎡を超える建築物の建築にあたって、駐輪場や帰宅困難者対策など、社会貢献型施設の設置を義務付けており、その中には「公共利用のための喫煙施設を建築物又は建築物の敷地内に設置」することも求めている（「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」）。

「渋谷区では、特にコロナ禍の収束後に顕著ですが、インバウンド客や来訪者が増加し、喫煙者も増えているという状況でしたが、渋谷駅周辺などは空き地自体が少なく、新たな喫煙所設置が困難な状況が続いてました。ご存じの通り、渋谷駅周辺では様々なエリアで再開発が進んでいますが、事業者に対して“公共貢献”といった形で喫煙所の設置を求めたというのが始まりです。」（渋谷区環境整備課）

そもそも日本の喫煙ルールを理解していないインバウンド客向けに、喫煙ルール啓発員等が、外国語を書いたパネルで説明をする、路上喫煙が多発しているエリアに路面シートやポスターを貼る、過料（2,000円）を徴収するなど啓発活動に努めてまいりましたが、やはり喫煙所の増設が効果的なわけです。渋谷区はたばこ税だけで30億円以上の税収がありますから、分煙環境の推進もより進めるべきということで、民間への喫煙所設置の助成金も、設置費用の上限を300万円から900万円に、維持管理費も月10万円から20万円に増額した。

東京都港区「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」  
令和2年4月の健康増進法改正により、公共の喫煙所が相次いで撤去されている。しかしそれが、歩きたばこなどの迷惑行為を増やす一因となっている面は否定できない。多くの企業が本社を構え、昼間人口が94万人を超えるという同区も、平成26年7月から区の条例にもとづき、すべての人が快適に過ごせるための「みなとタバコルール」を施行。吸い殻を捨てることや、指定喫煙所以外で喫煙することを禁じたほか、私有地で喫煙する場合であっても歩行者などに受動喫煙させないよう配慮することを呼び掛けてきた。その分、移設も含め公共の指定喫煙所の適切な設置をすることにより、吸う人も吸わない人も共存できるルールを現在も進めている。

# 電機連合

## 経済・産業（地域経済政策/産業政策/資源エネルギー政策/中小企業政策）6件

○デジタル社会に向けて（セキュリティ、AI、法令整備）

【要求】 デジタルツインやシミュレーション技術の実装に必要な設備投資およびソフトウェア導入を重点的に支援するとともに、実装・運用を担う高度デジタル人材の育成・研修を包括的に支援する。中小企業を含む多様な企業が活用できる、実効性ある制度設計を行う。（新規）

【趣旨】 製造業の競争力強化には、デジタルツインやシミュレーション技術の活用が不可欠。海外では既にデジタル製造技術の導入が進み、効率化・品質向上・開発期間短縮を実現している。日本では導入企業が限られ、初期投資や技術習得の負担が大きく、普及が進みにくい状況である。

期待効果は次の通り

- ・ 製造業の競争力強化：開発効率・品質向上・コスト削減
- ・ 産業構造の高度化：デジタル技術を基盤とした新しいものづくりモデルの確立
- ・ 国際的優位性の確保：日本発のデジタル製造技術の普及により世界市場での競争力を強化

【要求】 データ利活用を担う人材育成の強化（新規）

【趣旨】 国の「デジタル人材の確保・育成」重点方針に即し、県として戦略的かつ持続可能なDX人材育成体制を構築する必要がある。ビジネスアーキテクト、データサイエンティスト、AIエンジニアなど高度専門人材の育成を体系化し、地域経済の競争力強化と行政サービス高度化を同時に実現する。

【要求】 新技術開発のための規制緩和・行政特区導入に向けた取り組み（継続）

【趣旨】 自動運転・ドローン等の社会実装には個人データを含む実証が不可欠だが、許認可が複雑・長期化し競争で遅れている。県独自特区は困難で、既存制度の活用と許認可の迅速化が急務である。そのため、国の特区・サンドボックスを活用し、産業労働局主幹の実証一元窓口を設置すべきである。また、県警・県土整備等と同時並行審査でリードタイムを半減し、進捗を公表するとともに、自動運転・ドローン等のデモフィールドを県管理施設に指定・拡張し、渋滞上位交差点で効果検証することや、個人データの匿名化あるいは、PIA・第三者審査を義務化する神奈川県版指針を策定していただきたい。

【要求】 AIによる個別最適化避難支援の導入と防災力強化（新規）

【趣旨】 洪水・津波等の大規模災害発生時には、迅速かつ的確な避難行動が住民の生命を左右する。県として、AIを活用し気象情報、水位データ、道路・交通状況等をリアルタイムで統合・分析することにより、最適化された避難経路を提示する仕組みを導入すべきである。国内外では、AIによる避難経路最適化システムの導入により、平均で約20%の避難時間短縮を実現した事例も報告されており、その有効性は実証されつつある。

あわせて、高齢者や障がい者などの移動弱者に配慮したAI避難支援の開発を重点的に推進すべきである。歩行速度や移動手段の違い、支援の必要度を考慮したルート提示機能を実装することで、誰一人取り残さない防災体制の構築を目指す必要がある。県主導による実証事業および開発支援を通じて、先進的なAI防災モデルを確立し、地域の防災力を抜本的に

強化することを求めたい。

#### ○エネルギー政策

【要求】 安定的なエネルギー供給体制の確立（継続）

【趣旨】 国内電源の確保に向け、老朽化した発電設備・送電設備の更新を促進するための公的支援を拡充することが必要であり、再生可能エネルギー、原子力、水素・アンモニア混焼など、脱炭素に資する多様な電源の安定稼働に向けた制度整備と安全対策の強化を推進するとともに技術開発の財政支援を強化することも必要である。さらに、神奈川県は地震、台風、豪雨などの災害リスクが高く、分散型電源や蓄電池などの導入を進めることで、停電時にも地域を支えられるレジリエンスの高い社会構築が必要である。

#### ○賃上げ、価格転嫁（中小企業支援）

【要求】 価格交渉支援の強化と実効性の確保（特に中小企業）（継続）

【趣旨】 最低賃金が過去最高の上昇率で推移する中、中小企業が賃上げ原資を確保するには「適切な価格転嫁」が不可欠である。国も賃上げと価格転嫁を2026年政策の柱としており、県としてもその環境整備に取り組む必要がある。人件費・原材料費・エネルギー価格が高騰し、価格転嫁が不十分だと中小企業の体力は急速に失われる。価格転嫁を促すことで、地域経済・雇用を維持し、経済基盤を守ることが必要と考える。

### 雇用・労働（雇用・労働政策/ワークライフバランスの推進政策/障がい者・外国人労働者に対する雇用政策/非正規労働者政策/男女平等政策） 5件

#### ○ハラスメント

【要求】 ハラスメント防止体制の高度化と適正なマネジメント支援（新規）

【趣旨】 パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等については、法令に基づく措置の着実な履行を前提としつつ、過度な萎縮や指導機能の低下を招かない、バランスの取れた運用体制の構築が重要である。近年、ハラスメントへの意識向上とともに、適切な指導や業務上の注意までが過度に萎縮する、いわゆる「ハラスメントの過剰反応」への懸念も指摘されている。組織の健全な運営と職場の安心確保を両立させるためには、予防・対応の仕組みを明確化すると同時に、何が適切な指導であり、何がハラスメントに該当するのかについて共通理解を形成することが不可欠である。そのため県として、相談体制の質的向上や外部通報窓口（公益通報制度を含む）の整備支援に加え、管理職に対する実践的なマネジメント研修を定期的実施できる仕組みを後押ししていただきたい。

あわせて、

- ・事業主の基本方針の明確化
- ・予防教育と適切な指導の線引きの明示
- ・公正な調査・判断プロセス
- ・再発防止策の標準化

を盛り込んだ県独自の標準モデルを策定・公表し、抑止と健全な組織運営を両立させる実効的なハラスメント対策の確立を目指すべきである。

【要求】 男性育休の質と実効性を高める中小企業支援の強化（継続）

【趣旨】 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の整備により環境は改善しているが、男性の育休取得率や取得期間には、業種・企業規模間で依然として格差がある。とりわけ中小企業では、代替要員の確保やコスト負担が大きな障壁となっている。一方で、数値目標の達成や

対外的なアピールを優先し、実態を伴わない形で取得率のみを引き上げようとする動きが生じているとの指摘もある。取得の質や職場の実効性を確保する視点が不可欠である。県は周知や認証制度を実施しているものの、より実効性の高い支援が求められる。中小企業を対象に、男性育休の取得・延長や短時間勤務制度の導入に伴う代替要員確保、賃金補填への奨励金を拡充すべきである。

また、公共調達や認証制度に男性育休取得率だけでなく、平均取得期間や両立支援体制の整備状況、職場復帰後のフォロー体制等を含めた総合的な評価項目を位置付け、達成企業を加点評価する仕組みを導入すべきである。さらに、「かながわ子育て応援団」の認証基準を強化し、男性育休の目標設定と年次公表を求めるとともに、実態に即した運用を担保すべきである。あわせて、企業・労組向けの伴走型相談窓口を設置し、法制度の周知と制度設計支援を一体的に行うとともに、取得率や平均取得期間などの KPI を質的指標と組み合わせ設定・公表すべきである。

#### ○雇用政策（処遇改善）

**【要求】** 介護職、保育、教員の処遇改善（継続）

**【趣旨】** 介護・保育・教育のいずれも「人材の確保・定着」が最大の課題である。高齢化の進展により介護需要の増加、こども家庭庁施策の拡充により保育需要の高度化、教員不足・過重労働による学校現場の危機的状況などがあり、賃金改善・職場環境改善が追いつかない限り、若者の就業意欲は低下し、地域の福祉・教育サービス維持が困難となる恐れがあり、待遇の改善が、日本社会の持続可能性の確保に直結する。賃金引上げ、加算制度の簡素化、業務負担の軽減、キャリアアップ制度整備など、国・自治体が総力を挙げた支援が必要である。

#### ○障がい者雇用

**【要求】** 障がい者に対する雇用政策（継続）

**【趣旨】** 障がい者の法定雇用率が2.5%から2026年7月から2.7%に引き上げられ、雇用義務対象企業が37.5人以上に拡大される。2025年度の集計では、法定企業達成企業の割合は、46.0%で多くの企業が目標達成に苦慮しています。障がい者の雇用拡大は、企業のSDGs・ダイバーシティ推進、労働力不足対策、社会的包摂（インクルージョン）の促進に直結しており、行政・企業・地域の連携が不可欠であるため、制度改善および支援を求めるものである。

#### ○エイジフリー関連

**【要求】** 定年時期の後ろ倒し（誰もが働き続けられる社会へ）（継続）

**【趣旨】** 日本は2025年以降人口減少が急速に進み、生産年齢人口は2030年までに約400万人減少するとされている。企業の半数以上が人手不足（正社員不足：約51%）と回答し、経験豊富な高齢人材の活用は不可欠となっている。定年延長は単なる“年齢引上げ”ではなく、「やる気と能力を有するすべての人が、希望すればその能力を活かして働き続けられる社会」を実現するための基盤政策である。そのためには、制度整備・人事制度改革支援・助成金拡充・安全対策・健康支援・リスクリングといった総合的な施策が不可欠であり、国・自治体に対する積極的な政策要請が求められる。

## 福祉・社会保障（福祉・社会保障政策/子育て支援政策）11件

【要求】 公的部門における障がい者差別・虐待事案への独立した相談体制の整備

【趣旨】 例えば、川崎市が所轄する就労援助センターから差別の苦情があったとて、『使用者』による虐待に該当しない場合、虐待防止法の通報・対応枠組みの対象とならない可能性があるという。しかし、行政機関や公務部門で働く障がい者も少なくない。虐待や差別が発生した場合の相談窓口や解決の仕組みについて、各自治体の現状を確認し、不十分であれば新たな体制整備を検討すべきである。障がい者に対する使用者虐待の相談・通報窓口は行政が担っているため、行政・公務部門で事案が生じた場合、公平性や第三者性を欠く恐れがある。近年、雇用率達成に向けて公的部門で働く障がい者は増加しており、差別や虐待の疑いを適切に相談できる独立性の高い仕組みの整備が求められる。

### ○少子化・子育て支援関連

【要求】 少子化克服に向けた総合支援と給付のプッシュ型転換（継続）

【趣旨】 出生数の減少は、労働力不足の深刻化、経済成長力の低下、さらには社会保障・介護負担の増大へと連鎖し、将来世代に重い影響を及ぼしている。少子化対策は、単なる子育て支援策の拡充にとどまらず、経済的支援、働き方改革、住宅政策、教育費負担の軽減、保育環境の整備、地域コミュニティによる支援体制の構築を一体的に強化する総合政策として推進する必要がある。加えて、支援制度の「使いやすさ」の抜本的改善も不可欠である。現行の給付制度は申請主義を前提としており、育児・仕事・家事に追われる家庭にとって手続きが大きな負担となっている。その結果、本来受給できるはずの支援を受け取れない「取りこぼし」が生じている。この課題を解消するため、児童手当の振込口座情報やマイナポータルに登録情報を活用し、子育て関連給付は原則として申請不要のプッシュ型給付へ転換すべきである。行政側から確実に給付する仕組みを構築することで、申請漏れゼロを実現し、真に支援が必要な家庭に迅速かつ確実に支援を届ける体制を整備する必要がある。

【要求】 妊婦検診費用の個人負担低減（新規）

【趣旨】 妊婦検診の費用について、一般的に14回分の助成となっているが、この回数は出産予定日までに通常通りに検診した場合の回数になっており、出産が遅れた場合や母子に問題等があると検診の回数が増えるので、その回数に収まらない。これでは検診の回数を制限する妊婦が出てきてしまうため、妊婦検診の回数を増やす、または検診費の全額無料にして欲しい。妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減することを、少子化対策の重要施策と位置付けされ、特に妊娠期からの負担軽減は、出産をためらう理由の解消につながる。

【要求】 保育園料の負担軽減の拡充（新規）

【趣旨】 都道府県によって育児に関する補助制度に大きな隔たりが生じている。東京都などに比べて子育て支援が少ない。特に0～2歳の保育園代が顕著である。早急に、0～2歳に対する一律補助を優先的に実施していただき負担軽減を実施するべきである。※東京都と同水準の支援

### ○高齢者福祉・介護支援

【要求】 福祉・社会保障政策と高齢者福祉の充実（新規）

【趣旨】 特別養護老人ホームや地域密着型サービスの整備を加速し、高齢者施設待機者の解消に緊急で取り組む必要がある。また、すべての高齢者が安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強化と職員の増員を図り、相談体制の充実を果たすべきではない

か。生活困窮者支援：経済的な困難を抱える世帯に対し、食料支援と職業訓練、住宅支援を一体的に提供するワンストップ相談窓口を各役所に設置し、社会的な孤立を防ぐセーフティネットの強化を求める。

【要求】 地域における包括的支援体制の拡充（新規）

【趣旨】 高齢者・障がい・子ども・困窮を横断する相談・支援・地域づくりを一体整備することが明記されている。これを実現しなければ、地域の孤立・孤独・虐待・経済困窮・生活破綻は増大する恐れがある。地域住民の「支え合いの力」も低下しており、行政・福祉団体との協働が不可欠である。神奈川は都市部・郊外・中山間部の差が大きく、県が広域調整役を担う必要があると考える。

【要求】 高齢者単身世帯への関わり強化（新規）

【趣旨】 高齢者（65歳以上）の単身世帯が855万世帯にも達するとの情報があり、その中で孤独死等も多発している。単身世帯の社会との関わりを強化が必須と考える。

そのために、

- ・ 早期把握・訪問型の支援
- ・ 地域包括支援センターの機能強化
- ・ 地域見守りネットワークの構築
- ・ ICT活用による見守り
- ・ 医療・福祉の多職種連携
- ・ 権利擁護・身寄りのない高齢者支援
- ・ 移動支援の拡充

などについて検討を求める。

【要求】 医療DXの推進で社会保険料の削減（新規）

【趣旨】 医療DXを推進することで「住民の健康向上」「業務効率化」「医療・介護費の伸び抑制」といった効果が見込まれる中、1) データ連携基盤、2) 在宅医療DX、3) 介護DX、4) 見守りDXの4領域を重点として進めることを求める。

【要求】 介護に係る環境整備補強の取り組みについて（新規）

- ① 介護施設や高齢者ケアセンター等の受け入れ態勢の抜本的強化
- ② 費用負担の軽減策（補助金・税制優遇など）の拡充
- ③ 質の高い介護サービスを安定的に提供するための人材確保策の強化
- ④ 介護離職防止のための制度整備（介護休業制度の柔軟化、企業への支援策など）
- ⑤ 介護を担う家族へのメンタルケア支援（相談窓口、カウンセリング、地域支援体制の充実）

【趣旨】 高齢化の進展により、仕事や子育てを担う世代が親の介護を同時に担うケースが増加している。いわゆる「ダブルケア」は、時間的制約に加え、精神的・経済的負担が大きく、生活の質の低下を招く深刻な課題である。特に介護は長期化しやすく、終わりが見えにくいことから、慢性的なストレスを抱えやすい。こうした状況は、メンタル不調や家族関係の悪化、さらには介護離職の増加につながり、社会全体にも影響を及ぼす恐れがある。以上を踏まえ、当該世代を支える支援策の強化・拡充を求める。

○補助金、年金制度関連

【要求】 補助金・委託費・公費支出に関する透明化・見える化の徹底（新規）

【趣旨】 透明性、競争性、外部監査、利益相反防止、DXの五本柱を一体的に整備し、制度を「不正の生じにくい構造」へ転換することが不可欠である。公金の流れの可視化と公正な事

業運営を確保するため、制度・運用の両面から抜本的な改革を進めるべきである。なお、補助金や委託費が適正に執行されなければ、その負担は最終的に税金や保険料の増加として住民に跳ね返ることを強く認識すべきである。

【要求】障害基礎年金受給について（継続）

【趣旨】20歳以降、障害基礎年金の受給申請が可能であるが、近年、就労している障がい者については不支給となるケースが増加している。特に、療育手帳 A2 相当の方は就労中であっても認定されやすい一方、B1・B2 相当の場合は受給に至らない事例が多い。しかし、障がい程度にかかわらず、多くの就労者は最低賃金水準で働いており、結果として所得面で格差が生じている。また、年金受給の可否が就労意欲に影響し、働くことに経済的なメリットを感じにくいとの指摘もある。このままでは就労希望者の減少を招き、社会全体にとっても労働力の損失につながりかねない。障がいのある方が安心して働き続けられる環境を整えるため、就労の有無にかかわらず、障害基礎年金の支給の在り方について見直しを検討すべきである。

## 社会インフラ（社会制度政策/交通政策/情報通信政策）9件

### ○交通関連

【要求】国際園芸博覧会に向けた総合交通対策の強化（新規）

【趣旨】2027年開催予定の国際園芸博覧会は、会場への直接的な鉄道アクセスがないことから、交通渋滞の発生や来場者の円滑な輸送確保が大きな課題となっている。このため、道路整備の前倒し完了、駅前の乗降環境整備、シャトルバスの速達性向上、直行バスの拡充、MaaSやデジタル案内の充実など、総合的な交通対策を講じるべきである。また、博覧会開催期間中においても、周辺住民の生活への影響を最小限に抑える配慮を徹底することを強く求める。

【要求】キャッシュレス決済導入の戦略的推進（新規）

【趣旨】キャッシュレス決済の導入は、利用者の利便性向上にとどまらず、運行の定時性向上や現金取扱業務の削減による生産性向上、インバウンド受入体制の強化など、多面的な効果をもたらす。さらに、MaaSデータの活用を通じた地域交通DXの推進にもつながる重要な基盤である。国の補助制度と整合を図りつつ、マルチ決済とデータ連携を中核とした仕組みを段階的かつ戦略的に導入することを求める。

【要求】移動と情報を核としたスマートシティ推進（新規）

【趣旨】「移動」と「情報」は、誰一人取り残されない社会を実現するための基盤である。公共交通のデジタル化・持続可能化、情報通信インフラの整備とDXの推進、高齢者や障がい者を含むすべての人が利用しやすい仕組みの構築を進める必要がある。あわせて、観光・産業・教育・医療と連動するスマートシティ化を推進するため、制度の見直しおよび必要な財政支援について国に対し積極的に要望されたい。

### ○鉄道関連

【要求】県内各鉄道の全駅における安全柵の早期設置（継続）

【趣旨】県内各鉄道駅において、ほぼ毎日といってよいほど人身事故が発生している。時間的、経済的な損失も大きいことから、事故防止の観点から、県内全駅について安全柵を早期に設置することを要求するものである。

## ○自転車関連

【要求】次世代モビリティの安全確保と持続的普及（新規）

【趣旨】次世代モビリティは移動の自由を拡大する一方、新たな交通リスクを伴う社会インフラでもある。安全教育の徹底、保安基準への適合確保、通行ルールの周知、事業者への適切な指導、自治体による監視およびインフラ整備を求め、安全かつ持続可能な普及を推進すべきである。

【要求】自転車安全対策の総合的推進（新規）

【趣旨】自転車は身近な移動手段である一方、事故リスクも高い。真の安全確保には、安全教育の徹底、ルール周知、道路整備を一体で進めることが不可欠である。あわせて、事業者・学校・地域との連携を強化し、誰もが安心して利用できる環境整備を求める。

## ○災害関連

【要求】自然災害に対する地域防災策の拡充（継続）

【趣旨】近年、温暖化の影響等により豪雨や猛暑が頻発し、各地で大規模な災害が発生している。自然災害に備えるには、「行政によるハード整備」と「地域主体のソフト対策」、そして「デジタル活用」を一体的に進めることが不可欠である。地域インフラの強化、防災計画の見直し、住民・企業・学校との連携強化、要配慮者支援体制の充実、デジタル防災の推進など、防災対策の一層の拡充を求める。

【要求】大規模災害時の帰宅抑制・降灰対策の強化（新規）

①一斉帰宅抑制・分散帰宅に関する事業者・労働者への啓発

②大規模噴火時のBCP策定に関する環境整備

【趣旨】①令和6年7月に内閣府が発出した「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」を踏まえ、事業者・労働者への一斉帰宅抑制および分散帰宅の周知徹底を図り、災害時優先業務をはじめとする応急・社会活動の迅速かつ円滑な継続を確保する必要がある。

②令和7年3月発出の「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を踏まえ、事業者のBCPにおける降灰対策の整備を促進すべきである。あわせて、「神奈川県富士山火山広域避難指針（令和6年4月）」には降灰対策が盛り込まれていないことから、国等の検討を踏まえ、ガイドラインに即した内容へ改定するよう求める。

## ○社会インフラ関連

【要求】情報通信政策（DX推進）、交通政策、社会制度政策、高齢者・障がい者への移動支援（新規）

【趣旨】行政手続の完全オンライン化を推進し、法令上対面が必須のものを除き、オンライン申請率100%を目標とする期限を明確に定めるべきである。あわせて、来庁者の負担を軽減する「書かない窓口」を全庁的に整備することを求める。また、市民のデジタルデバインド解消に向け、無料の相談窓口やスキル向上講座を各自治体で定期的実施することを検討いただきたい。

## 環境・エネルギー（環境・エネルギー政策/食料・農林水産政策/消費者政策） 3件

【要求】 水素電力の普及に向けて、以下の支援を行政に要望（新規）

- ・技術開発支援：変換効率向上、設備コスト低減のための研究開発促進
- ・資金面支援：導入企業への補助金・税制優遇措置の拡充
- ・制度整備：水素利用に関する規制緩和や標準化の推進

【趣旨】 カーボンニュートラルの実現に向け、水素電力の導入は重要であるものの、現状では生産・輸送コストや変換機器価格が高く、企業単独での導入は困難な状況にある。このため、技術開発の加速と導入支援策の拡充について、国による強力な公的支援を求める。

〔期待される効果〕

- ・再生可能エネルギーと水素活用による脱炭素化の加速
- ・水素技術の国内普及による産業競争力の強化と国際優位性の確保
- ・停電時の代替電源確保による災害時レジリエンスの向上

【要求】 太陽光発電事業の制限ならびに補助金の厳格化（新規）

【趣旨】 再生可能エネルギーの推進は、メガソーラー偏重であってはならない。無秩序で環境負荷の高い太陽光開発は、住民の信頼を損ない、安定供給にも資するものではない。地域環境と調和し、災害に強く、国産技術の育成につながる再エネへの転換が必要である。地域に根ざした再エネは積極的に推進する一方、無秩序な大規模開発については厳格な規制を求める。

【要求】 食料自給率向上と国内供給体制の強化（新規）

【趣旨】 国内で消費する食料・エネルギー・製品を、可能な限り国内で安定的に確保できる体制の構築は喫緊の課題である。そのため、食料自給率45%の達成に向けた実効性ある施策の推進、再生可能エネルギーの主力電源化と国内技術の育成、供給網の強靱化と製造業の国内基盤維持を求める。あわせて、労働者保護・人材確保・賃金改善を一体で進める総合的な政策の実行を要望する。

## 教育・人権・平和（人権・平和政策/教育政策/国際政策） 5件

### ○教育関連

【要求】 多様性を尊重するインクルーシブ教育の推進（新規）

【趣旨】 子どもたちの背景は、性別・国籍・言語・家庭状況・特性など多様化しており、学校には一層柔軟な対応が求められている。文部科学省のインクルーシブ教育モデル事業も、多様な教育的ニーズに応える学校運営を掲げている。多様性教育は、すべての子どもの学ぶ権利を保障する基盤であり、社会の持続性と包摂性を支える重要な取り組みである。

その実現に向け、インクルーシブ教育の制度化、多様性に応じた学びの個別最適化、教員研修の強化、学校環境のユニバーサル化等を総合的に推進することを要望する。

【要求】 子どもの運動機会確保と健全育成環境の整備（新規）

【趣旨】 近年、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化している。外遊びの減少やデジタル機器の普及、保護者の就労形態の変化等により、日常的に身体を動かす機会が減少し、体力・運動能力の低下に加え、心身の不調やコミュニケーション力の低下も懸念されている。

未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるためには、日常的に運動に親しめる環境の整備が不可欠である。子どもの運動機会の確保は、家庭や学校のみならず、地域社会全体の

活力や持続可能性にも直結する重要課題であることから、関係機関が連携し、総合的な環境整備を推進するよう要望する。

**【要求】** 多様な才能を伸ばす教育改革と給付型奨学金の拡充（新規）

**【趣旨】** 少子化が進む中、子ども一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばすことは、将来の社会・経済を支える基盤である。画一的な教育制度だけでは、多様化する資質や学習意欲に十分応えることは難しい。特に、高い知的好奇心や専門性を有する子どもへの高度人材育成は、個人の自己実現にとどまらず、地域産業の競争力やイノベーション創出にも直結する。特別な才能を「例外」として扱うのではなく、制度として正当に支援する視点が求められる。あわせて、飛び級や早期履修など柔軟な教育制度を整備し、年齢に偏らない学びの環境を構築することが重要である。

また、教育費負担の重さは進路格差を固定化させる要因となっている。給付型奨学金の拡充は、能力と努力が正当に評価される社会を実現するために不可欠であり、教育への投資を将来世代へ確実につなげる施策である。以上の観点から、柔軟で多様性を尊重する教育制度の整備と、給付型奨学金の拡充について、国への強力な要望を求める。

**【要求】** 県内全公立中学校における給食の完全実施（新規）

**【趣旨】** 公立中学校における給食の実施状況には地域差があり、生徒間・家庭間の教育環境や生活負担に不均衡が生じている。成長期にある中学生にとって、栄養バランスの取れた給食は心身の健全な発達を支える重要な基盤であり、教育の一環として保障されるべきものである。義務教育段階における給食の完全実施は、家庭環境による格差の是正、子育て世代の負担軽減、教育の公平性確保につながる施策である。よって、全公立中学校における給食の完全実施を強く求める。

**【要求】** 外国人労働者への日本語教育（新規）

**【趣旨】** 県内では約 230 万人（2023 年 10 月時点）の外国人が、製造業・介護・建設・サービス業など幅広い分野で就労している。日本語能力の不足は、業務上の意思疎通の課題にとどまらず、労働条件や安全ルール理解不足、ハラスメントや不当な扱いへの対応の遅れを招く恐れがある。これは本人の不利益のみならず、職場全体の安全性や生産性にも影響を及ぼす。就労形態や勤務時間に配慮し、オンライン学習の活用、職場内研修の充実、地域日本語教室との連携強化など、働きながら日本語を学べる環境の整備を強く求める。

## **行財政（政治政策/行財政改革政策/行政サービス政策） 2 件**

### ○選挙関連

**【要求】** 地方選挙における期日前投票所の増設。郊外や交通不便地域を含め、より多くの場所に設置。投票時間帯の拡大として平日夜間や休日の時間延長を検討し、働く世代や子育て世代が利用しやすい環境を整備。また、投票時の身分確認の厳格化。（継続）

**【趣旨】** 投票率の向上と有権者の利便性確保の観点から、期日前投票の充実は重要である。しかし、現状では投票所の設置数や立地に地域差があり、アクセスしづらい地域も存在している。有権者の生活実態に即した投票機会の実質的平等を確保するため、地方自治体の裁量を拡大し、期日前投票所の設置場所や運営方法を柔軟に整備できる制度とするよう求める。

また、投票時の本人確認の適正化（マイナンバーカードの活用を含む）は、投票権を制限することを目的とするものではなく、なりすましや事務上の誤りのリスクを低減し、選挙結果への信頼を高めるための制度的補強である。公正性と利便性を両立させる観点から、国に対し必要な制度整備を要望する。

**【要求】** デジタル行政基盤の整備と効率化の推進（新規）

**【趣旨】** 行政サービスのデジタル化（マイナンバーカードの活用等）は、住民の利便性向上とともに、人口減少社会においても持続可能な行政運営を実現するための基盤整備である。本人確認や情報連携の仕組みを標準化し、行政運営の効率性・公平性・信頼性を高める制度改革を求める。あわせて、カードの取得・更新・利用までの手続きを分かりやすく、負担の少ないものとするすることで、デジタルを「使い続けられる行政基盤」として定着させることが重要である。これらの改革を通じて、住民サービスの向上と行政運営の効率化を同時に実現し、中長期的な財政負担の抑制と財政健全化につなげる構造改革を強く求める。

# 自動車総連

## 経済・産業（地域経済政策、産業政策、中小企業政策）

### 1. 国内事業の維持・強化に向けた税への対応

- ①国内事業基盤の維持・強化と国内立地の確保、および海外メーカーとの公正な競争条件確保の両面から法人税の実効税率の確実な引き下げを求める。また、中小企業への特別な税制優遇措置も求める。
- ②グローバル展開の基となる生産拠点として国内に残すべきマザー機能の維持・強化に向け、競争力の源泉である研究開発費や設備投資を促す環境整備やインフラの整備等に加え、優れた技術がビジネスにつながる規制の合理化・整備の推進を求める。

### 2. 中小企業の経営基盤の確立に向けた各種支援策の強化

- ①国内生産の空洞化回避のため、産業実態の把握と地域経済活性化の観点を踏まえ、中小企業を対象とした金融支援制度や雇用維持のための助成金制度や設備投資・研究開発投資への支援を拡充させる。
- ②「人材の確保・育成」の支援のため、中小企業労働力確保法に基づく各種助成制度の活用促進や優遇税制等経費の負担軽減措置など、中小企業にとって実効性ある総合的な施策を構築する。
- ③中小企業に対して、産官学の連携を強化し人材投資促進税制の復活を求めるとともに、人材の育成者を輩出する仕組みを担保することで、人材の確保・育成に関する支援措置の拡充を求める。
- ④中小企業に対するサービスを一元化する窓口である「中小企業支援センター」の役割を拡充するとともに、ワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」の活用推進とサービスの向上を求めるとともに大企業のサプライチェーンマネジメントの指導強化を求める。
- ⑤社会基盤やあらゆる産業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた環境整備を積極的に支援する。とりわけ、全ての産業におけるデジタル化の実態把握をはじめ、すべての産業・企業に対する IT 人材育成を含めたデジタル化の導入促進の強化、中小企業における DX の支援を充実させることを求める。

### 3. 公正な取引ルールの整備

- ①国、地方自治体は、個人情報取扱事業者等における実効ある個人情報保護を支援するとともに、個人情報保護の状況把握に努める。
- ②経営者団体と連携した海外展開をめぐる課題解決支援の拡充など、政府・自治体・公的支援機関等へサービス向上とあわせて支援策の周知を求める。

### 4. クリーンエネルギー自動車の普及に向けた政策

#### ①電動車の普及に向けたインフラの整備

- 1) 幹線道路や高速道路における非接触充電などの道路の高度化やさらなる水素ステーション・急速充電器などの新規設置・保守の整備、ならびに過去整備した設備の定期的なメンテナンスやその維持コスト低減を求める。また実施にあたっては、国・地方自治体が連携し、バス等の公共交通を優先に電動化を進める等の計画的な対応を求める。

## ②電動車の普及に向けた環境整備

- 1) 充放電システムや定置型蓄電池などに対する開発および普及は、スマートグリッド等の次世代エネルギー社会システムの構築に重要な役割を果たすことから、推進に向けた政策支援を求める。
- 2) グローバル競争に打ち勝つためにも、電動車開発への財政的支援（先進技術への設備投資・開発研究費の補助）および政策的支援を求める。
- 3) 資源を循環して活用するサーキュラーエコノミーの動きを加速させ、産業を超えて需要が拡大している電池の回収・再利用の促進を求める。

## 雇用・労働（雇用・労働政策、ワークライフバランスの推進政策、障がい者・外国人労働者に対する雇用政策、非正規労働者政策、ジェンダー平等政策）

1. 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備と確立に向けた集团的労使関係の構築
  - ①労働契約法の内容を強化し、内定取り消し防止など労働者保護を充実させる。
  - ②長時間労働を是正し、実効性ある労働時間管理の徹底を図ること。
  - ③【補強】画一的な規制強化だけでなく、働く意欲を阻害しないよう、労働時間制度や就労形態の柔軟な運用（緩和策）も検討し、多様な選択肢を保障すること。
  - ④【補強】同一労働同一賃金の実現に向けた非正規労働者の処遇改善と正社員転換を促進し、ジェンダー平等施策を強化すること。
2. 若年者、女性、高齢者、障がい者の雇用対策の強化
  - ①すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、労働条件の的確な表示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供、正社員転換を促進する。
  - ②性別問わず安心して就業できる環境を整備する。
  - ③人手不足が深刻な状況にあることから行政による運用状況の把握と指導を徹底するなどして、高齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が65歳まで働き続けられる環境整備が遅れている事業所には指導等の措置をするとともに、職場環境整備を行う事業主に対する助成措置や税制優遇措置を拡充する。障がい者雇用に関しても同等の推進を図る。
  - ④少子高齢化による労働人口の減少により、人材不足が更に加速することからも、AIを活用した業務の簡素化や自動化を進められる環境を整える。
  - ⑤【新】人材不足が極めて深刻な自動車整備業の維持に向け、県内の整備専門学校への助成、国家資格取得への公費助成、および若年入職者の処遇改善を支援する県独自の施策を導入すること。
3. 企業のグローバル化に伴い、外国人労働者が増加しており、住みやすい街づくりにむけた環境面での対応や複雑な行政サービスの見直しを推進する。
  - ①【新】ハラスメント根絶のため、企業向け研修の義務化支援と、条例等による罰則強化を含めた実効性ある対策を講じること。
4. 有期契約労働者の保護及びより均等な処遇に向けた法整備を図る。

## 5. グリーン化（産業構造転換）の推進に伴う経済・社会情勢の変化への対応

- ①急速なグリーン化の推進は、内燃機関エンジン開発事業など、特定の事業に対する多大な影響が推測されることから、規制強化の際は産業界の意見も踏まえた激変緩和措置を求める。
- ②目指す低炭素社会の姿・方向性について、国民的な合意形成を行なうとともに、特定の業界に留まらない政策インセンティブの導入などを求める。
- ③【新】電動化や拠点再編（工場閉鎖等）の影響を受ける部品メーカー、物流業者、周辺商業施設に対し、再就職支援や企業誘致、リスクリング支援を含む包括的な雇用対策を、県が主導して早期に実施すること。

## 6. 最低賃金の取り組み

### <地域別最低賃金>

- ①地域における労働者の生計費および賃金水準を十分考慮しつつ、賃金の底支え機能を果たし、セーフティーネットとしての実効性を高めるための環境を整える。
- ②監督体制の抜本的強化をはかり、違法事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高める。

### <特定最低賃金>

- ①各地方最低賃金審議会において、公労使の審議会委員、専門部会委員が制度について共通の理解に立って審議に臨むための勉強会を都道府県労働局が開催することを求める。
- ②当該産業労使の意見を必要性審議に適切に反映させる。
- ③【新】産業維持のための人材確保・定着支援策と連動させ、特定最低賃金の設定を行う産業に対し、県・市としての助成制度導入や技能講習支援を拡充すること。

## **福祉・社会保障（福祉・社会保障政策、子育て支援政策、医療・介護・地域福祉）**

### 1. 誰もが安心して子どもを生み育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築する。

- ①待機児童解消と質の高い保育サービス実現に向けた人材確保・処遇改善、質の確保された保育サービスを安定的に提供し、待機児童の早期解消を実現するためには、幼稚園教諭・保育士等の人材確保と定着が不可欠である。処遇改善をはじめとする働き続けやすい環境整備に向けた取り組みを一層推進することを求める。
- ②家庭の経済的負担軽減に資する子育て支援制度の拡充、すべての子どもが平等に教育機会を得られる社会の実現に向け、所得にかかわらず子ども手当の支給額を見直すこと、および高校までの授業料無償化の拡大・充実を求める。さらに、子育て世帯への実質的な支援を継続するため、高校生扶養控除の維持・継続実施を強く要請する。

【補強】多子世帯・学生扶養世帯への支援拡大：高校給食の導入および負担軽減、18歳以降の学生を抱える世帯への医療費支援拡大など、現役世代の教育・生活費負担を直接的に軽減する施策を求める。

### 2. 仕事と介護の両立を可能とする制度の充実と行政手続きの刷新、働きながら介護を行う労働者が増加する中、介護離職の防止は喫緊の課題である。介護者が安心して働き続けられる社会基盤を確立するため、以下の実効性ある運用と利便性向上を強く求める。

【行政手続きのデジタル化・簡素化】：マイナンバーカードの各種手続きや介護認定申請において、介護者本人が役所へ出向かなければならない現状が、仕事との両立を阻害している。オンライン申請のさらなる拡充や代理申請制度の柔軟化、手続きの簡素化を推進し、多様な勤務形態（時短・在宅勤務等）にある介護者の負担を大幅に軽減すること。

【補強】医療・介護従事者の処遇改善：地域福祉を支えるエッセンシャルワーカー（医療・介護・福祉従事者）の慢性的な人手不足を解消するため、賃金水準の引き上げを含む抜本的な処遇改善を継続的に実施すること。

## 社会インフラ（インフラ政策、交通政策、防犯・防災政策）

### 1. 技術革新と「予防保全」による安全・安心な交通社会の実現

- ①交通事故死者ゼロを目指し、IT技術や自動運転技術等の最先端開発を推進するとともに、これら技術が真価を発揮できるインフラ整備（路車間通信 ITS/ICT）の高度化を求める。
- ②センサー搭載車両や画像解析を用いた「道路・標識の劣化自動診断」を導入し、県が維持計画を公開すること。将来の抜本修繕コストを抑制し、陥没事故等を未然に防ぐ「予防保全型」の維持・補修を強力に推進すること。
- ③自動車の電動化を支えるため、急速充電器や水素ステーションの整備・拡充を図る。特に、公共施設（市役所等）における急速充電器の維持・再設置を計画的に進めること。

### 2. 多様な交通モードが共存する「ベストミックス」なまちづくり

- ①自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボード）・歩行者が安全に共存できるよう、道路拡張や専用レーンの整備、ガードレール等による歩者分離を推進する。
- ②自転車の安全利用を啓発するため、走行ルールの徹底に加え、学校教育における「運転マナー・交通安全教育」の必須科目化を地方自治体に求める。また、自転車の自賠責保険加入の検討や、試験制度の導入についても研究を求める。
- ③物流効率化と安全確保の両面から、市街地における荷捌き場や二輪車・電動キックボード用駐車場の整備を促進する。

### 3. 地域特性に応じた移動の円滑化と防災機能の強化

- ①高齢者（免許返納者）の移動手段を確保するため、デマンド交通やコミュニティバス等の割引・拡充、および医療・介護・商業施設へのアクセス性を高める幹線道路整備を推進する。
- ②片側一車線の対面通行区間において、正面衝突事故を防止するためのワイヤーロープ防護柵の早期設置を求める。
- ③大規模災害時における二輪車の機動性を救護活動等に活かせる体制を整える。同時に、二輪ユーザーの安全を守るプロテクター等の購入助成制度を求める。

## 環境・エネルギー（環境政策、エネルギー政策、食料・農業政策、消費者政策）

### 1. 短期的・安定的なエネルギー供給とインフラの安全確保

- ①既存発電設備の有効活用によるエネルギー供給の確保を求めるとともに、水素などの次世代エネルギー開発・利活用を強力に推進することを求める。
- ②無理のない省エネによるエネルギー需要の抑制を求める。

- ③主要なエネルギーインフラ施設（火力、送変電、ガス、製油所等）の安全対策を強化し、大規模災害時におけるライフライン確保と国民生活の安定化策を講じるよう国へ働きかけること。
- ④再生可能エネルギー導入に必要な送電網の整備や法改正、取り組みスケジュールの明確化を求める。特に、中小企業が脱炭素化へ対応するための設備投資負担を軽減する県独自の支援策を拡充すること。

## 2. 原子力依存度の低減と「公正な移行」の推進

- ①原子力エネルギーへの依存度を低減していく過程での産業構造変化に対し、技術者の育成・確保と並行し、労働者が不利益を被らない「公正な移行」のための教育訓練・再就職支援を求める。
- 【補強】②太陽光発電と蓄電池の補助を拡充し、一般住宅や事業所への導入を後押しすること。地域特性に応じたエネルギーの地産地消モデルの構築を進める。

## 3. 次世代エネルギー社会の構築と自動車産業の貢献

- ①クリーンエネルギー自動車（BEV、FCEV、HEV 等）や高効率エンジンの開発・普及促進のため、財政的・政策的支援を行うこと。
- ②【新規】特定国への依存リスクが低い次世代型の「ペロブスカイト太陽電池」について、神奈川県が先駆けて運用・実装に向けた実証実験の場を提供するなど、全面的にバックアップすること。
- ③【新規】電動化の進展に伴い、車載電池等の回収・再利用（リサイクル・リユース）を促進する仕組みを構築し、資源を県内で循環させる「サーキュラーエコノミー」を加速させること。

## 教育・人権・平和（教育政策、人権・平和政策、国際政策）

### 1. 教育の機会均等と安全な教育環境の整備

- ①すべての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず学べるよう、教育環境の整備を推進する。
- ②社会的養護が必要な子どもたちに対する施設の拡充や職員配置など、必要とされる整備の推進。
- ③【補強】子育て世帯の負担軽減のため、小中学校における給食の完全無償化を推進するとともに、子どもたちの健やかな成長を支えるため、提供される給食の「量」および「品数（栄養バランス）」の改善・維持を求める。
- ④【新規】SNSを介したいじめや犯罪から子どもを守るため、学校における情報モラル教育の徹底と、被害発生時の迅速な対応（罰則の強化や専門窓口の設置）を求める。

### 2. 人間形成と人権意識の向上

- ①道徳教育を拡充し「自立した個人」としての人間形成と人権意識を高める基礎的教育を進める。
- ②【補強】性別や個人の多様性を尊重し、差別やハラスメントの根絶に向けた対策を推進するとともに、ジェンダーへの正しい理解のための啓発活動を職場・地域で展開することを求める。

### 3. 国際化への対応と異文化共生

- ①国際化が進む中、異文化交流の機会を増やすことで、様々な文化に触れ、世界に通じる教養を学べる環境を整備する。
- ②【補強】学校教育だけでなく、地域社会全体で年代を問わず多言語や異文化を学べる地域基盤（地域講座・オンライン活用等）の整備を求める。

### 4. 部活動の地域移行と地域コミュニティの活性化

- ①教員の負担軽減と生徒の多様なニーズに応えるため、部活動を地域社会へ移行し、地域の団体や事業者へ委託できる取り組みを推進する。

### 5. 紛争地域の早期復興支援や核兵器廃絶に向けた運動の推進

- ①【新規】戦争の風化を防ぐため、戦争体験者の講話の記録・保存や、資料館の維持・活用など、次世代へ平和の尊さを伝えるための教育活動の充実を自治体に求める。

## 行財政（行財政改革政策、行政サービス政策、政治政策）

### 1. 自動車ユーザーの負担軽減と税制の抜本の見直し

- ①車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る。
  - 1) 自動車重量税の「当分の間税率」の廃止および将来的な税自体の廃止。
  - 2) 自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずる。
  - 3) 複雑な車体課税を簡素化。
- ②燃料課税の抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る。
  - 1) 「当分の間税率」を廃止する。
  - 2) 複雑な燃料課税を簡素化する。
  - 3) タックス・オン・タックスを解消する。
- ③自動車関係諸税の国税部分について、地方への移譲等を伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を実現すること。
- ④車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進の特定財源化を図る。
- ⑤燃料課税は、カーボンニュートラル促進に向けた特定財源化を図る。

### 2. 自動車の使用に係るユーザー負担の軽減を図る。

- ①自動車を安心して利用するために不可欠な自動車保険（任意保険）において保険料が負担となることから購入・保有の断念や簡素な保険内容にとどめざるを得ないことがないよう、ユーザー負担軽減として保険料の所得控除対象を求める。
- ②全国に張り巡らされた高速道路網を利活用することは、地域経済の活性化などにもつながるため、すべての利用者が負担軽減になることを前提に、償還期間や金利を実態に合わせて見直すこと等により、新たな料金体系を実現し、料金を引き下げていくことを求める。

### 3. 公平・公正・納得の税制

- ①低所得者対策および有事における迅速かつ適切な給付のためのインフラとして、マイナンバー制度の活用により制度設計が可能となる給付付き税額控除を導入する。
- ②将来的な総合課税化実現の前提となる金融所得を含めた正確な所得捕捉の実現に向け、国民が開設するすべての預貯金口座とマイナンバーの紐付けを行う。

### 4. 地方分権について

- ①地方分権にふさわしい地方税・財政を目指して改革を行う。
  - 1) 地域間の税収格差や偏在が少なく、景気変動に左右されにくい安定的な地方税体系を構築すること。
  - 2) 地方住民税の基礎控除をはじめとする人的控除を所得控除から税額控除へ転換し、所得税との格差是正を図ることで、公平な負担構造へ転換すること。

# 自 治 労

## 経済・産業

1. 政府が公表した「労務費の適正な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」について、県内自治体と連携し、地域の中小企業をはじめ広く社会に周知するとともに、賃上げ促進税制や各種補助金・助成金などの利用や価格転嫁の取り組みに対する相談体制を強化すること。
2. 自治体が発注・契約する事業において、受託事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じるとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分な協議に基づく価格決定を行うこと。また、指定管理者制度においては、2022年10月11日に総務省が発出した「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」に基づき、必要な契約変更の実施など適正な対策を講ずること。

## 雇用・労働

1. 総務省が2024年6月に発出した「地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について」および、厚生労働省が公表した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を活用し、県におけるカスタマーハラスメント対策に努めること。あわせて、対策指針の策定や相談体制の整備など、各自治体において総務省発出通知の主旨を踏まえた対応がはかれるよう、各自治体に対し助言を行うこと。
2. いわゆる「小1の壁」「小4の壁」など、仕事と育児の両立支援に向け、退職を選択することがないように、学童の定員枠の増、サービスの拡大等を行うとともに、そこに働く従事者の増、労働条件の整備を行うよう、市町村に助言すること。
3. 公務員の労働基本権については、国際労働機関（ILO）結社の自由委員会が2018年6月9日に日本政府に対して11度目となる勧告を行うとともに、2024年6月には、消防職員の地位と労働条件の改善、自律的労使関係制度の検討などに関し、労使団体との協議のうえ報告書を提出することを要請している。  
こうした状況を踏まえ、消防職員も含めた公務員の労働基本権を保障するとともに、現行の民間の労働法制に準じ、かつ、分権型社会にふさわしい民主的的地方公務員制度を早期に確立するよう政府等関係機関に対して強く働きかけること。
4. 地域労働団体等や市町村とより密接な連携をはかるため、かながわ労働センター本・支所の必要な人員を確保するとともに、労働相談業務に従事する職員の育成・確保を行い、拠点機能を充実・強化すること。また、出張相談など労働相談窓口の十分な確保、労働教育、労働福祉等の事業予算を確保すること。
5. 一般事業主行動計画の策定状況および進捗状況を明らかにするとともに、2025年4月以降の新たな策定・変更に向けた周知・啓発を強化すること。

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて策定した推進計画を確実に実行するとともに、進捗状況を明らかにすること。また、努力義務とされている「市町村推進計画」の策定状況を把握するとともに、その計画策定を支援すること。
7. ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランス憲章における地方公共団体の役割を踏まえ、具体的な数値目標や目標達成の工程表とその状況を明らかにするとともに、達成に向けて定期的なフォローアップを行うこと。
8. 県内事業所に対し、男性の育児休暇・休業取得促進に向けた制度の周知、職場環境整備等に係る情報提供を強化すること。
9. 治療と仕事の両立に向けて、県内事業所における不妊治療休暇の制度化を促進すること。
10. 県内事業所に対し、つわりや不育症をはじめとする妊娠、出産に係る課題に対応できる休暇・休業制度を新設または拡充すること。

## **福祉・社会保障**

1. 保育所は、共働き世帯の増加から、引き続き需要が増加しているものの、処遇改善が十分でないこと等から、人員不足が一層深刻化している。3歳児、4・5歳児の保育士配置の最低基準を2024年度に改正したものの、いまだに保育士1人が担当する児童数は多く、感染症や災害の発生時はもとより通常の保育においても、児童の安全に務めることが難しい状況にある。処遇改善を含めた保育士人員増対策や、改正の対象とならなかった年齢児も含めた県独自の配置基準の策定など必要な対応をはかるとともに、県内自治体に対する支援・助言を行うこと。  
また、1歳児における保育士の加配に対する加算措置のハードルが高く、対象施設に限られる一方で、当該加算に係る予算が計上されていることから、その着実な実施をはかるよう、県内自治体に助言すること。あわせて、2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」について、実施に向けた体制強化を含め県内自治体に対し必要な助言と対策をすること。
2. 学童保育における待機児童の把握に努め、引き続きその解消をはかること。放課後児童クラブの職員配置基準（国が基準化、職員は各クラス2人以上、1クラスの定員は40人以内等）が参酌化された一方で、こども・子育て支援加速化プランの「放課後児童クラブの受皿整備」においては常勤職員配置の改善が示されている。学童保育の質の維持・向上、安全性の確保に向け、人員の増、とりわけ有資格支援員の増員をはかるよう対策をすること。
3. 増加する児童虐待の対応や早期発見・防止の観点から、児童相談所の機能強化と複数の職員でケースにあたるができるよう、人員体制の拡充・職員配置の確立をはかること。  
また、虐待リスクの高い家庭を把握しやすい立場にある市町村と連携し、虐待防止に向けた体制の充実をはかるとともに、市町村が設置している相談窓口などに対する人員増・確保の支援・助言を行うこと。あわせて、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき予算が確保されている児童福祉司（スーパーバイザーを含む）、児童心理司の増員と保健師等専門職の配置・育成をはかること。

4. 「ヤングケアラー」の支援について、国の新年度予算においても引き続き支援体制の強化がはかられていることから、県内自治体に対し、ヤングケアラーの実態把握等の実施を働きかけるとともに、施策の拡充をはかること。
5. 障がい児や社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭等が地域で生活するための支援を行うこと。また、支援のために、児童・障がい者福祉担当部署におけるさらなる専門職確保等の人員配置強化と財源を確保すること。
6. 児童養護施設等の人員配置基準引き上げや施設設備の改善、職員の労働条件の改善をはかるとともに、市町村へ助言すること。また、引き続き措置費確保を政府等関係機関へ求めること。
7. 給付型奨学金の受給基準の緩和と支給額・対象枠の拡大を政府等関係機関に求めること。また、全国平均よりも高い神奈川県の上進学率を踏まえ、高等教育機関への進学のための就学支援制度のさらなる拡充を行うこと。
8. 「かながわ健康プラン 21（第3次）」の具体的な推進においては、引き続き保健サービス等健康増進法に関わる事業や健康づくり事業が円滑に行えるよう、各市町村における保健師等の保健職場の人材確保にかかる支援策を講じること。
9. 衛生研究所や保健所の体制整備・機能強化と過重労働の軽減をはかるため、必要な整備を行うとともに、保健師および各専門職、事務職の人員確保をはかること。
10. 健康危機管理の中核施設である衛生研究所について、複雑・多様化する健康事象に対応するため、検査機器の高度化に向けて、計画的に整備すること。また、精度管理の向上に必要なとなる調査・研究等の予算の拡充、人員配置の強化をはかること。
11. 平塚・鎌倉・小田原・厚木の保健福祉事務所と秦野・三崎・足柄上・大和の4つのセンターについて、市町村支援の強化を引き続きはかること。
12. 重度心身障がい児・者の地域における生活の継続・移行に向けて、生活が保障される社会資源の充実をはかるとともに、市町村に対する推進補助金の増額をはかること。
13. 地域障がい者施策推進協議会、県内各自治体の障がい者施策審議会について、未設置自治体には設置するよう助言すること。また、障がい者が構成員に含まれていない自治体に対して構成員に含めるよう働きかけること。
14. 精神科救急、小児科および周産期救急体制の充実や強化をはかること。
15. 地域医療構想調整会議における地域医療確保に向けた議論においては、すべての医療機関を対象とした議論とし、地域の医療体制の実情に応じた議論を行うこと。あわせて、病床の増など感染症対策を強化すること。

また、2040年を見据えたあらたな地域医療構想においては、入院医療のみならず精神疾患も包含するとともに、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めた医療提供体制の構築が国において方針化されていることから、神奈川県における実施においては、精神保健福祉センターの機能充実・強化をはかるとともに、十分な議論に基づく、県内各エリアの実情に配慮した地域医療体制構築を行うこと。

16. 小児慢性特定疾病児童等、自立支援事業の拡充をはかること。とりわけ、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」において、対象疾病のすべてが「難病の患者に対する医療などに関する法律」における「指定難病」とされているものではないため、20歳以降に助成を受けることができない疾病がある。さらなる支援、対象疾患の充実に向けて、政府等関係機関へ働きかけること。
17. 介護職場において絶対的な人員不足であることから、労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかること。とりわけ、介護職員処遇改善加算など各種支援策の県内事業所に対する周知・制度利用促進をはかるなど、労働条件の向上と人員確保に向けた対応を講ずるとともに、国に対し、さらなる事業所事務負担の軽減など処遇改善加算制度の一層の利用促進施策を要望すること。
18. 医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保の推進に向けた施策の強化をはかること。あわせて、医療従事者からの相談窓口の強化をはかること。
19. 地域医療を支える看護師の離職防止および人材の確保に向け、公立・民間を問わず夜勤月64時間以内となるよう対応を講ずること。
20. 地域包括ケアシステムの機能が十分に果たせるように、2次医療圏域における市町村間の調整をはかるとともに、処遇改善に資する報酬額となるよう、引き続き政府等関係機関に要望すること。
21. 外国籍住民の無年金状態解消のため、年金制度の抜本的な見直しを、引き続き政府等関係機関に対して要望すること。あわせて、医療費負担が困難な外国人労働者救済のための制度創設など社会保障制度の拡充を政府等関係機関に求めること。
22. 神奈川県総合リハビリテーションセンターは、高度な医療技術や専門性を有する県の重要な医療・福祉拠点施設として存在意義は大きく、県は設置者としての責任を負うことから、よりよい施設運営や地域医療・福祉の維持・向上に向けて、そこで働く職員の意見聴取・反映を行うこと。
23. 「かながわ困難を抱える女性等支援計画」に基づき、DV被害など一定の支援が必要な女性に対する相談窓口、一時避難、就労支援などの措置を拡充すること。また、それらの課題に対応できる人材の育成・研修を充実させること。

## 社会インフラ

1. 住民の移動手段である公共交通事業は、医療や福祉・子育て・社会保障分野との連携（クロスセクター効果）により、地方創生や環境保全、高齢者や障がい者の社会参画、住民福祉の向上をはかる重要なインフラである。持続可能な公共交通の確立に資するため、地域実態に即した地域交通の確保・維持・改善に向けた施策の拡充を行うこと。
2. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が、2024年4月より適用されたが、過労運転による交通事故を防止するため、乗合・貸切・高速バスなど業務形態に応じた基準への変更を国に要請すること。また、休息期間（インターバル）については、11時間以上の確保を推進するとともに、連続運転時間の短縮等、適正な労働条件を確保するよう政府等関係機関に対して要請すること。あわせて、連続運転時間の短縮と適正な労働条件の実現に向けて必要な人員を確保する取り組みを進めること。
3. 公共交通運転者不足が深刻化するなか、車両整備員についても減少傾向にある。車両整備員についての教育訓練助成制度等を創設するなど、確保支援をはかること。
4. 公共交通機関の車内や駅などにおける職員への暴力行為の発生件数は依然として高止まり傾向であると同時に悪質化している。引き続き警察などとの連携を強め、暴力行為の撲滅に向けた取り組みを強化すること。また、増加している職員に対するカスタマーハラスメントについても実態を把握するとともに取り組みを強化すること。
5. 路面公共交通の走行を阻害し、重大事故を誘発する恐れのある自転車や電動キックボード等の危険走行や違法駐車・駐輪に関しては、警察・学校等と連携して交通ルール・マナー向上の啓発活動に取り組むこと。
6. 近年多発する大規模災害に備えた避難者や傷病者等の輸送を行うための交通ネットワークや、迅速に代替輸送が確保される緊急輸送ネットワークの整備を進め、引き続き自治体・交通事業者が警察・消防等と連携した訓練を実施するとともに、各交通事業者のさらなる参加促進をはかること。また、関係機関すべてが集まる常設の審議会等を設置すること。あわせて、大規模災害における各事業者の車両移動計画等について消防、警察と連携し情報共有に努めること。
7. 神奈川県の実情に即した県主導の「水道基盤強化計画」の制定をはかり、すべての水を公共財と位置づけ取り組みを行うこと。また、水の供給については、社会的責任とその役割、安定した経営を確保し、公的責任による運営を維持すること。
8. 下水道（汚水処理）は、環境保全や伝染病対策を行う上で重要な事業であり、防災・減災対策においても下水道の整備・拡充は重要な課題である。引き続き各市町村における下水道管渠や処理施設の整備・拡充に向け、必要な財源を確保するよう政府等関係機関に求めること。

9. 発災時応急対策の業務執行が可能となるよう技能労務職を含めた自治体正規職員の人員および機材について、抜本的に検証し、拡充すること。また、国が示す対口支援の対応に向け、受け入れ自治体の人員体制整備に対する助言を行うこと。
10. 高齢者や障がい者をはじめとする災害時要援護者の支援について、能登半島地震においてはその脆弱さが課題となった。とりわけ福祉避難所については、施設の被害や職員等の被災等により、開設は一部に留まっていた。福祉避難所を含めた避難所の環境整備や災害初動時の支援・誘導・搬送等、総合的な対策を強化するとともに、県内各自治体や福祉避難所等を設置する事業者に対する助言・支援を行うこと。また、広域災害に対応する帰宅困難者への対策を引き続き強化すること。
11. 地震、津波、原子力関連施設、石油コンビナートなどの同時複合災害についての実効性のある防災、減災計画を立案すること。
12. 増加する消防・救急・救命緊急出動等に対応する人員体制、人件費等の確保に向け各自治体への支援をはかること。また、他府県への災害派遣時の派遣消防隊員自身の食糧物資の備えや感染症対策を強化すること。
13. 原子力艦船の緊急事態の判断基準および災害発生時の即時退避基準などを抜本的に見直すこと。2016年7月、国の原子力艦の原子力災害対策マニュアル改定で発動する放射線レベルについては、原子力艦事故も原発と同様に  $100\mu\text{Sv/h}$  から  $5\mu\text{Sv/h}$  に改定されたが、防災対策範囲の見直しはなかった。国が定める原子力艦船の防災対策範囲は、わずか3km以内であり、十分な対策範囲とはいえないことから、神奈川県地域防災計画原子力災害対策計画とあわせて、防災対策範囲上のダブルスタンダードを国に求めること。
14. 緊急時、地域住民は、国や県から情報がないことによって混乱が倍増するものとする。そのため、原子力災害の緊急時における、情報提供体制・避難対策を確立すること。また、宮城県、京都府、新潟県などは、SPEEDIを1つの資料要素として活用し、避難対策に資する対策を講じている。原子力艦船から発する核種についての知見を含め、神奈川県として、事故後の避難誘導対策についての考え方を示されること。
15. 原子力災害発生時に安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に行うため、保育園、学校等教育施設、公共施設周辺に安定ヨウ素剤の配置を行うなど重点的な対策を講じること。

## 環境・エネルギー

1. 「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」に係る再商品化など、県内すべての自治体での運用にむけた支援を行うこと。また、廃棄物対策については、適正処理の観点から拡大生産者責任を追及すること。また、「循環型社会形成推進交付金」制度を充実させ、自治体財政の負担軽減をはかるとともに、昨今の気象変動にともなう大規模災害にも対応できるよう関係機関に働きかけること。

2. 国際的なプラスチックの環境負担を鑑み、適正排出と地域美化の強化をはかるとともに、河川から沿岸部にかけての環境整備に向け、自治体所管の枠組みを超えて連携した管理体制の構築をはかるとともに、海洋プラスチック問題についても具体的対応策を検討すること。
3. 産業廃棄物の最終処分場について、県立県営の最終処分場「かながわ環境整備センター」の運営状況を鑑み、その必要性についての研究の進捗状況および研究結果に基づく今後の対策・方向性を明らかにすること。
4. 県として廃棄物全般の最終処理問題について、広域処理も含め各自治体と連携して対応にあたること。
5. 放射性物質汚染対処特別措置法の対象となっていない各種の放射能汚染物質（資源化再利用を含む）について、発生および処分の実態、現在の保管量および保管状況を把握し、汚染物質が安易に処分・再利用され環境中に拡散することがないように長期的に管理できる体制を確立すること。

#### **教育・人権・平和**

1. 「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」における活動内容を示し、要望に対する実施結果を引き続き公表すること。
2. 日米地位協定を抜本的に改正するよう政府等関係機関に求め、在日米軍兵士による犯罪等の刑事事件における第一次裁判権を条文上改訂するよう求めること。
3. 公正採用の実効性の取り組みとして、神奈川労働局、県教委、市町村などと連携した協力体制を強化するとともに、県内事業場・主に対する啓発を強化すること。
4. 人権教育の推進をはかること。特に、学校を中心とした人権教育にとどまることなく、企業や市民への人権教育の普及に資するため、企業における人権研修の実施状況を把握すること。
5. LGBTQ+などの性的マイノリティや在日朝鮮人、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定すること。
6. 公共施設等の利用がしやすくなるよう、性的指向および性自認に関する合理的配慮を行うとともに、性的指向や性自認に関する差別防止、LGBTQ+に関する理解を深めるため、すべての職員に人権に関する研修と県民に対する啓発を行うこと。
7. 朝鮮学園への補助金制度、学費補助金を早期に復活すること。
8. 学校や職場、社会におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する知識の普及に努めること。

9. 「ヤングケアラー」の支援にあたっては、あらゆる教育関係機関および行政機関との連携を強化するとともに、実態の把握と包括的な支援体制の拡充を行うこと。

## 行財政

1. 政府等関係機関に対し、各自治体の役割に応じた安定的な財源確保に向け、偏在性の少ない消費税を中心に国税から地方税への税源移譲を行うよう働きかけるとともに、地方交付税の法定税率引き上げによる財源確保など、抜本的な対策を行うよう働きかけること。
2. 地方自治の確立に資する財源の確保に向け、地方交付税の算定等にあたっては次の事項に留意するよう、国に働きかけること。
  - (1) 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築・サービスの提供に関わる人件費を含めた一般財源の充実を行うこと。
  - (2) 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
  - (3) 給与関係経費については、民間の賃上げ動向や人事院また人事委員会勧告等を十分に反映した額を確保すること。また、会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善がはかれるよう、十分な財政措置を行うこと。
  - (4) 地域公共交通の維持が容易でなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保などを含めた財政措置を行うこと。また、地域公共交通の維持・拡充を主眼とし、一層の施策充実をはかること。
  - (5) 特別交付税の算定において、自治体における一時金等の上乗せ支給を減額算定の対象とする規定を廃止すること。
3. 良質な公共サービスの構築と適正な労務費を確保するため、賃金の下限や使用者の支払い義務などを定めた公契約条例を制定すること。あわせて、適切な人件費積算や公正労働条件条項を含めた入札改革等を進めること。
4. 指定管理料について、人件費確保のために、適正な人件費を積算した指定管理料を設定し、契約期間中の引き下げは行わないこと。また、指定管理者が自らの努力で利用料徴収など増収をあげた場合、指定管理者側に利益を還元する仕組みを構築すること。
5. 指定管理者制度の導入にあたっては、これまでの実績等を考慮した非公募による選考を基本とし、公募を行う場合の選定評価については、労働福祉、雇用安定、生活賃金、障がい者雇用、地域貢献など自治体政策・社会的価値および労働環境評価を選定基準に加えた総合評価方式での選考評価を行うこと。
6. PFI 制度などの民間活用は、公平・公正な公共施設の役割とサービスの質が損なわれないよう慎重な検討を行うこと。

## その他（ジェンダー平等に関する要求）

1. 「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の実効性の確保に必要な財政措置を行うこと。あわせて、プランの推進・達成状況について次のとおり定期的なフォローアップを行うこと。
  - (1) 県内の全自治体において、男女平等参画条例・推進計画の策定が行われるよう必要な対策を講じること。
  - (2) 県内の男女平等に関する施策の進捗状況について把握するとともに、その結果に関する情報提供など必要な措置を講じること。
2. 性的マイノリティの財産権など権利保障に関する社会環境整備と県民の理解に向けた周知・啓発を進めること。また、LGBTQ+に対する性的指向や性自認に関する差別・ハラスメントの防止施策を講じること。あわせて、県を除くすべての県内自治体において同性カップルが不利益を被ることがないようパートナーシップ制度が制定されたが、制度の自治体間の連携・相互利用に向けては神奈川県における制定が必須といえる。加えて、誰もが平等な社会の実現をめざす県のスタンスを明確に示すためにも、県においてもパートナー制度の制定を行うこと。
3. 県職員に対し、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）や固定的性別役割分担意識払拭に向けた研修を行うとともに、民間事業所に対する啓発、研修等の支援をはかること。
4. 男女共同参画推進法の趣旨を踏まえて、政治分野における啓発活動や環境整備など必要な施策を講じること。
5. 県に設置する公的審議会、各種行政委員会等への女性の登用を目標設定に基づいて進め、当面の最低目標値を40%とし、50%をめざすこと。あわせて、県内における女性管理職（女性幹部職員）の割合について、目標値（民間企業で13%、教員・警察官を除く県職員で30%）へ到達するよう推進するとともに、50%をめざすこと。
6. 「男女平等参画センター」など地域の男女平等推進機能を担う機関について、職員の配置をはじめ、一層の機能充実をはかること。
7. 選択的夫婦別姓制度の導入に向け、政府等関係機関に働きかけること。

# J A M

## 経済・産業／雇用・労働

### 1. 神奈川県内での企業の閉鎖・撤退への対応

人口の自然減は全国どの自治体でも共通の課題だが、事業の合理化、生産性向上で事業規模は今後も縮小し続けると考える。県内からの企業撤退＝雇用、労働人口の減少＝企業からの減収減益と、全てが地方行政の弱体化に繋がる。また、県内主要高速道路周辺を中心に、工場跡地への巨大物流倉庫の建設・稼働により、周囲の交通渋滞の発生による地域への影響、更には企業撤退によるものづくり産業の衰退も懸念される。

神奈川県として安心して働くことができる社会の実現と、行政活性化のための積極的な企業誘致と既存企業への支援を早期に講じること。

## 福祉・社会保障／教育

### 1. 神奈川県として、東京都に負けない魅力的な子育て世代への支援を行うこと。高校生もしくは大学生から、公立・私立問わず、学費だけでなく、給食その他の費用（通学）などへの支援を行うこと。

特に、神奈川県においても東京都の様に、家庭の経済状況に係わらず子供たちが希望する進路選択が出来るよう、高校生の授業料助成額に対する所得制限を早急に撤廃すること。

（東京都では2024年4月から所得制限の撤廃を実施）

### 2. 共働きでも子供を産み・育てやすい環境や制度の実現に向けて、県や地域での支援制度、教育費、医療費の補助などを行うこと。

また、幼稚園・保育園における待機児童ゼロと保育料の無償化、もしくは減額を行うこと。

### 3. 子供が教育に悪影響を及ぼす可能性のある情報に触れないように、情報セキュリティの強化に取り組むこと。

## 社会インフラ

### 1. 神奈川県内では主要な国道・県道、高速道路や河川の橋梁が数多くあることから、自動車の往来が激しく、自転車利用者・歩行者にとって危険な箇所が散見される。例えば相模グリーンラインの様な自転車道や、遊歩道を神奈川県全域に作り、利便性向上も含めた施策を講ずること。

### 2. 神奈川県内の国道16号及び246号の慢性的な渋滞緩和策を講じること。通勤時間帯が特に酷いと感じるが、日中も必ずどこかでは混雑している印象がある。道路車線拡幅や信号のタイミング調整など、抜本的な見直しを行うこと。

### 3. 今後利用するモビリティの変化に向けた駐輪場の拡充、小型化、電動化に向けた環境整備、利用者へのルール徹底、安全対策を検討・実施すること。

4. コロナ禍以降、電車・バスの本数が減ったため、通勤ラッシュ時の混雑、子供の送り迎え等に影響が出ている。ラッシュの緩和、時差出勤の周知、電車・バスの増便について対策を講じること（臨港バス、神奈中バス等）。
5. 神奈川県内の鉄道ホームでの危険性が増している。駅員が配置されていなかったり、一部のモラルが欠如した人により、身の危険を感じる事が多々ある。周辺都県に比べて顕著に危ないと感じるので、ホームドア設置、駅員・警備員の増員など、早急な対策を講じること。

## **行財政**

1. 政策の内容を分かりやすく、県民・市民の目に付きやすい工夫を行うこと（資料整備 WEB 掲載など）。

# 神 教 協

## 教育・人権・平和

【重点】国の教育改革のとりくみについては、県および市町村の教育行政の独自性確保と現場教職員・児童生徒・保護者・地域住民の意見をふまえるよう働きかけること。

また、憲法・こども基本法および子どもの権利条約にもとづく教育行政施策および教育条件整備へのとりくみを進めること。

1. 神奈川における教育施策の推進。教育諸課題の解決にむけて、長期的かつ積極的な施策については、現場教職員との協議を重視すること。
2. 教職員の看過できない超過勤務状態を解消するため、実効性ある施策を実施すること。  
特に、改正給特法（2025年6月11日成立）により、服務監督教育委員会が、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即し、策定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」を着実に遂行するよう、市町村教委にはたらきかけること。
3. いじめ、暴力行為、虐待等の防止にむけた学校や教職員のとりくみを支援する施策を行うこと。
4. 不登校児童・生徒の居場所づくりにむけ、施設の充実、人的体制の充実となる施策を行うこと。
5. 地域の教育力を生かした教育活動、教育ボランティアとの連携、施設開放等「開かれた学校づくり」を推進するための条件整備と人的配置を行うこと。
6. 地域からの教育改革を進めるため、「個性・共生・共育」のふれあい教育について県民の立場で議論ができる場を広げるよう努めること。
7. 平和・人権・男女平等・環境・国際理解・多文化共生の教育を具体的に推進すること。
  - (1) 「非核兵器県宣言」を実効あるものにするため、啓発活動を行うなどの教育施策を推進すること。
  - (2) 「部落差別解消推進法」や「ヘイトスピーチ解消法」等の理念にもとづく「差別解消県条例(仮称)」を制定し、差別を許さない人権・同和教育を具体的に推進するとともに、「神奈川県人権教育推進協議会」の発展にむけた条件整備に努めること。
  - (3) 男女平等参画を進めるため、男女共同参画プラン等にもとづき、ワーク・ライフ・バランスの推進と男女平等教育の一層の充実をはかること。
  - (4) 県民・市民のプライバシーを守り、人権侵害を阻止するための制度を確立すること。また、市町村にも働きかけること。
  - (5) 国際情勢にかかわり、子どもや家族への国籍等による人権侵害を防止するようとりくむこと。

8. 働くうえで必要な労働法の知識、ワーク・ライフ・バランス等に関する労働教育が十分実施されるよう条件整備を行うこと。
9. 教職員研修については、「自主・民主・公開」の原則をふまえ、研修充実の立場から教育現場の課題とニーズに応える観点に立って精選化・重点化・スリム化にむけ、さらに検討すること。
10. 教職員の自主的・主体的に行う研修については、これを積極的に支援すること。特に長期休業中の自主的な研修を保障すること。
11. 県立高校改革の実施にあたっては、県民に対してていねいな説明を行うとともに十分な理解を得ること。
  - (1) すべての子どもの希望に応じた高校進学を保障するため、全日制進学率の向上に努め、進学希望に応えられる定員計画を策定すること。また、定時制・通信制教育については、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容や学習環境が提供できるよう、条件整備に努めること。
  - (2) 県立高校改革におけるインクルーシブな高校づくりについては、支援を必要とする子どもたちの進路や学びを保障するよう、条件整備を行うこと。インクルーシブ教育実践推進校については、希望するすべての子どもの学びを保障するために、特別募集のあり方を見直すとともに、人的配置を含めた条件整備を進めること。
  - (3) 在県外国人等特別募集については、近年の志願者数の動向に応じて、対象校を拡大すること。
  - (4) 再編統合については、地域とともにある学校づくり、生徒の通学の負担等に十分配慮して検討を行うこと。
  - (5) 県立高校改革をふまえ、耐震・老朽化対策をはじめとする校舎の改修・新築を推進すること。また、人的・予算的な措置により教育条件整備を拡充すること。
12. 県公立高等学校入学者選抜制度の検証を行い改善するとともに、教職員負担をとまなう入選業務については、より一層の軽減策を講じること。また、中学校における進路指導・進路事務については、引き続き条件整備を行うこと。
13. 生涯学習については、県民のニーズに応え、「いつでも、誰でも、どこでも」自由で自主的な学習・文化・スポーツ活動ができるよう条件整備をはかること。
14. 「共に学び、共に育つ」ことをめざす教育の確立にむけ、子ども・保護者・関係教職員をはじめ、県民の要求に根ざしたインクルーシブ教育を保障するため、条件整備を行うこと。
15. 「子どもの貧困対策推進法」の理念を尊重し、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、すべての子ども・青年に学習権を保障するために、さらなる条件整備を行うこと。
  - (1) 給食費や学校徴収金の保護者および学校の負担の軽減をはかること。あわせて「公会計化」を進めること。
  - (2) 就学支援のため、高校生に対する自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

- (3) 高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。  
あわせて給付型奨学金の拡充を国に求めること。
  - (4) 就学援助については、準要保護の援助費目を拡充すること。また、準要保護の設定にあたり所得基準を引き下げないこと。
  - (5) 相談活動や相談機能の充実の観点から、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのより一層の拡充に努めること。
  - (6) 支援を必要とする家庭に育つ子どもに対して学習支援のさらなる充実をはかること。
  - (7) 幼児教育・保育の無償化についてとりくむこと。
16. 国際人権規約にある高等教育・中等教育の漸次無償化の趣旨をふまえ、高校授業料無償化を進めること。当面、高等学校等就学支援金等については、すべての受給対象者に周知をはかること。
  17. 「全国学力・学習状況調査」については、廃止を含む調査のあり方の抜本的な見直しを求め国に働きかけること。また、学校別の結果公表については、混乱や子どもの不利益が生じないように、慎重な対応を市町村教委に働きかけること。
  18. 義務教育の機会均等および水準を維持するために、義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算増額を引き続き国に働きかけること。
  19. すべての子どもたちに、ゆたかでゆきとどいた教育を保障するため、小学校の35人学級の状況をふまえ、中学校の確実な実施とともに高等学校においても学級編制基準の改善がなされるよう国に対して強く働きかけるとともに、神奈川県における教職員配置基準の改善を行うこと。
    - (1) 教職員定数については、ゆたかな学びの創造と教員の働き方改革の実現を念頭に、完全配置を確実に行うこと。
    - (2) 教育課程に対応した教職員配置を行うとともに、外国につながる児童生徒・帰国児童生徒の教育保障にかかわる教職員配置の拡充を行うこと。さらに、安心して学校で生活や学習ができるよう支援事業を行うこと。
  20. 公務員の採用にあたっては、国籍条項を撤廃すること。教員は教諭として採用すること。
  21. 教育委員会については、教育の政治的中立性と継続性・安定性確保の観点から、これまでと同様に執行機関としての責務を果たすこと。
  22. 定数内臨時的任用職員の解消に努めるとともに、臨任・非常勤職員などを確保するためのシステム確立、待遇改善、研修の機会の充実（スキルアップ）など条件整備にむけて手だてを講ずること。
  23. 教職員のメンタルヘルスについての対策を充実すること。
  24. 学習指導要領については、子ども・地域・学校の実態をふまえ、条件整備を必要とする諸課題の解決をはかること。

25. 公正採用の普及・啓発をはかるため、関係機関と連携のうえ、「全国高等学校統一応募用紙」の使用を義務づけるとともに、その趣旨の徹底をはかること。

26. 部活動については、「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」のもと、部活動指導員のさらなる配置拡大を進め、市町村を支援すること。さらに高校への拡大を含め、方針の見直しを行うこと。

## **福祉・社会保障**

1. 子どもの貧困を解消するために、総合的な施策を講ずること。

(1) ひとり親世帯の就労支援や経済的支援等について、環境整備をはかること。

(2) 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援について、きめ細かい支援を実施すること。

(3) 児童扶養手当をはじめとした子育て世代への経済的支援の拡充を、国へ働きかけること。

2. だれもが安心して子どもを産み育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築すること。

(1) 安心して子を産み育てられるよう、相談体制、地域医療の充実をはかること。

(2) 待機児童の解消を最優先課題と位置づけ、許可・認定施設の確保にとりくむこと。また、安心して預けられるよう、保育の質を確保すること。

(3) 認可外保育施設利用者、延長保育利用者の負担を軽減すること。

(4) 放課後児童クラブについて、希望するすべての児童が入所できるように拡充をはかること。

3. 「次世代育成支援対策推進法」における行動計画の進捗をふまえた支援対策を進めること。

4. 「ライフキャリア」、「ライフプラン」教育支援については、人権に配慮して進めること。

## **将来を見据えとりくむべき政策提言**

1. 子どもの貧困の改善にむけ、具体的な数値目標を設定し、その実現に努めること。

# J E C 連 合

## 経済・産業（地域経済政策・産業政策・資源エネルギー政策・中小企業対策）

1. 地元中小企業の活性化施策の一環として、官公需の受注を地元中小企業に優先的に行うことにより、地域雇用の創出、新規事業展開、技術開発等の地域産業活性化策を図ること。
2. 少子高齢化による厳しい雇用情勢のなか働く場の確保に向けて、中小企業ならびに地場産業へ支援強化（大・高新卒対象のガイダンス開催や中小企業人事教育など）、福利共済制度への支援強化を図ること。
3. 企業の撤退などによって生じた空き地を有効活用すること。地元の活性化を最優先とし、新たな企業もしくは商業施設の誘致を積極的に行う市町村を支援すること。
4. 神奈川県石油コンビナート等防災計画の特別防災区域には十分な体制を構築するとともに、当該地域の企業への必要な支援を行うこと。
5. 新規産業の誘致、創出を行い、高齢者の雇用を促進すること。併せて既存企業の雇用促進に向けて、支援の充実を図ること。
6. 中小企業の継続的な操業のため、新たな設備投資をする企業に支援すること、また操業における企業の抱える問題等の相談窓口を強化していくこと。
7. 神奈川県の企業・観光スポットをより深く知ってもらうため、観光周辺地域・企業への支援を強化すること。併せて海外からの観光客に対応するために、多言語による PR・情報発信、観光ガイドの育成促進を図ること。
8. 工場地域と居住地域の混在防止を支援すること。とりわけ既存産業の永続的な操業に資するため、準工業地域における住工混在の騒音・振動など諸問題に対応した相談窓口、および助成・支援策を検討すること。
9. 第4次産業改革の進展に伴い、すべての産業に起こり得る様々な変化への対応を検討し、産業構造の変化に対応した働く者への学び直しや企業の能力開発に対する支援を強化すること。
10. 今後成長が見込まれる AI や成長産業についての雇用促進の充実および企業への支援を検討すること。
11. 地域経済活性化のため、地域住民が活用できる消費喚起への支援と特定の企業へ偏りのない支援策の創出や地元観光業のため、マイクロツーリズム（県内移動）に対する支援を検討すること。

## **雇用・労働（雇用・労働政策・ワークライフバランスの推進政策・障がい・障がい者、**

### **外国人労働者に対する雇用政策・非正規労働者政策・男女平等政策）**

1. 男女共同参画社会の意義と理念について積極的な啓蒙活動を進めるとともに、推進の核となる組織の充実や、男女共同参画を阻害する要因についての現状の点検と問題点の解消を図ること。
2. ワークライフバランスや両立支援に関する企業の取得状況等の実態調査および教育に努め、今後のワークライフバランスの普及、啓発を推進すること。テレワークの選択等による、長時間通勤者等の負担軽減を積極的に行い、労働意欲の維持・向上を促すこと。
3. 「適正な業務履行が確保できる価格制度」および「公共サービスの質の向上と社会的価値を重視した自治体政策に資する入札」との観点から公契約条例制定に向けて神奈川県・横浜市・相模原市として前向きに検討すること。
4. 同一労働同一賃金が導入されたことにより、非正規雇用と正規雇用の賃金と労働条件に格差が生じないようにし、労働者が安心して働くことができるよう、雇用の安定を確保する対策を講じること。
5. 事業主向けに、労働法規解説を課題別説明用にリーフレットとして作成し、労働関係コンプライアンス遵守について説明会やセミナーを開催すること。
6. 障がい者と外国人労働者が働きやすい環境を構築するためのルール作りと積極的に採用できるように企業に働きかけを行うこと。
7. 各種ウイルス等の感染者を解雇や雇止めにすることを含め、職場内差別に繋がる行為およびその放置は絶対に認めない。
8. 少子高齢化が継続する中で、増加する高齢労働者が担う責任範囲と報酬のバランスが適正であるか現場の声を聞き、必要な場合は適宜改正を進められるよう努めること。

## **福祉・社会保障（福祉・社会保障政策・子育て支援政策）**

1. 育児支援について、障がいを持つ子を育てる親に対する手当（特別児童扶養手当、障害児福祉手当）についても、不公平感の払しょく、継続して働くことの支援、精神的・物質的な負担軽減、対象となる子どもに適した育児支援による将来的な障がい者雇用の促進といった観点から、所得制限撤廃を速やかに行うこと。
2. 発達の遅れや障がいのある子どもを育てる際に掛かる金銭的な負担軽減に向けて、障害者手帳や療育手帳を持っていない児童であっても健康面・安全面で必要な治具などの購入に関する支援を行う仕組みを検討すること（医師の診断書でも代替できる等）。

3. 男性の育児参画が女性活躍や少子高齢化にも大きな影響を及ぼすと考えられることから、男性の育児休業取得に向けた支援・環境整備を促進すること。なお、取得期間については、育児参画の目的に見合った長期間の取得を推進すること。  
また、事業主に対しては、男性の育休取得が取得人数だけを求めることのないように、囚われることなく円滑に行われ、本人が希望する期間が取得できるようにするための業務の配分や人員の配置に係る必要な措置を実施するなどの方針を周知すること。
4. 子どもの貧困解消に向けて、教育や生活、保護者の就労、経済的支援、ひとり親支援の充実など、不平等を無くすために必要な支援策に取り組むこと。中高校生や若者を抱える世帯の貧困対策を充実させること。
5. 児童養護施設出身の若者の居住や学業継続、就労などの継続したサポートを区市町村とともに行うこと。
6. 保育・介護従事者の人材確保や定着のために、労働条件の向上や環境改善を進めること。

#### **社会インフラ（社会制度政策・交通政策・情報通信政策）**

1. 在宅勤務やテレワークの普及、また学校では通信教育が行われるなど、働き方、生活様式が大きく変化する中で、社会環境におけるデータ通信量の負荷は増加したものと認識する。今後も ICT 技術の進化、活用の促進などが予測されることから、通信障害への対策や、低遅延性、高信頼性の面において、通信インフラを引き続き整備すること。
2. 慢性的な渋滞の解消を目的に、交通量調査、モーダルシフト、高度道路交通システム (ITS) 政策の推進により交通・輸送の効率化を図ること。
3. 大震災やそれに伴う原発事故の教訓として、災害時の地域におけるエネルギーの確保が必要との観点から、県内エネルギーの自給率向上および地域のセーフティーネット機能として病院や役所などを拠点とした自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの構築に向け働きかけを行うこと。
4. 子供を狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となり、実態に沿った防犯体制の確立と効果の継続を行うこと。
5. 橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁など既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を行うことで、災害時の破損の防止、地域住民の生活・安全・環境を確保すること。
6. 低所得者、高齢者、子育て世帯などの居住の安定を確保するとともに、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指すこと。
7. 高齢運転者による交通死亡事故が多発している中、加齢に応じた、きめ細かな交通全教育等の推進や、免許更新時における適切な検査の実施、運転免許証の自主返納に関する広報活動の強化推進を図ること。

8. 子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法などに基づいた施策が展開され、少子化問題の改善に向け取り組みを進めているものの、いまだなお、進行が予想されている。改善に向け企業や公共団体と連携し、取り組みをより一層強化すること。
9. 【新】大規模な災害発生時には避難所での生活の長期化が想定される。他都道府県や海外の避難所を参考に、神奈川県の子避難所の在り方を検討し、復興計画等の策定を行ない、避難所関連死の抑制を含めた減災の一助となるよう対策強化に取り組むこと。

#### **環境・エネルギー（環境政策・食料・農林水産政策・消費者政策）**

1. 住宅への新エネルギー・省エネルギー導入に関する技術開発とその推進に向けた支援体制を確立し、環境共生住宅の普及を推進すること。
2. 環境問題に関する教育を学校教育、社内教育の中に取り入れ、個人単位で可能な取り組み（ゴミの分別、節電、公共交通機関の利用等）の実施強化を図ること。
3. エネルギー不足への対応として、各企業や地域・家庭などで取り組んでいる環境施策（太陽エネルギー・CO2削減、新エネルギー車（NEV）、家庭用ソーラーシステム、エコバッグ、LED照明など）に対して、助成および支援をこれまで以上に推進すること。
4. 環境資源整備の観点から不法投棄の取り締まり強化を行うこと。
5. 今後水素自動車、燃料電池車、燃料電池等、水素エネルギー社会への転換が見込まれるが、現在インフラとなる水素ステーションの設置は手続・費用面の問題から普及が進みにくい状況である。インフラの早期普及を促進させるためにも、申請審査手続の短縮、助成金の強化を行うこと。
6. 未使用の食料品を有効活用するために、「フードバンク」、「フードドライブ」等の各種取り組みについて、自治体が積極的に取り組むとともに活動の普及に向けた支援に取り組むこと。県民および事業者に対し、食品ロスの削減に向けた普及啓発を図ること。
7. カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた普及啓発に取り組むとともに、官民による技術革新の加速に向けた研究開発への支援を積極的に図ること。また、社会実装環境の整備に対し、政策的・財政的措置の支援を実施すること。
8. 県内における農林水産業を将来にわたり持続させるため、生産性向上や付加価値向上に向けたデジタル技術の開発や導入に対する支援や規制緩和等の基盤の整備を実施すること。
9. 不安定な社会情勢によるエネルギー価格の高騰、不安定化による経済的悪影響を低減するため、県民および県内企業に対する適切かつ迅速な支援を行うこと。

10. 災害時における女性のケア労働負担（家事・育児・介護等）の増大や、女性や子どもに対する DV・性暴力の深刻化が繰り返し指摘されていることを踏まえ、炊事等の労働に性別の偏りが生じない体制を整えるとともに、女性・子ども専用の安全区画や家族単位スペースの優先確保を進め、DV や性被害を防止する仕組みを構築すること。

### **教育・人権・平和（人権・平和政策・教育政策・国際政策）**

1. 学校、教育委員会および市町村は、「いじめ」による被害者（不登校）そしてその保護者を支援する地域人材の強化を努める。「幼児虐待」による被害者の訴えることのできる相談窓口や保護所の認知度向上そして早期に発見ができる地域になるように努めること。また、「いじめ」「幼児虐待」が発生させない仕組みを構築させること。
2. 教育現場の質的向上を目的に必要な教員の確保、教員養成の強化（異業種交流等を含む）、DX を推進するなど、職場環境の改善に取り組むこと。
3. 教育に対する補助が公平に受けられ、また真に子どもの教育に使われるよう内容をしっかりと判断し提案を図ること。
4. 外国につながるのある子どもの増加による各段階での言語や生活習慣の相違、また親の死別による片親での子どもの貧困に対して、補助制度を充実させて教育格差が生じない制度を引き続き推進すること。
5. ハラスメント防止対策の推進として、実態把握に努めるとともに多様化するハラスメントの基礎知識について教育機関を通じて未然防止を図ること。法律や心理、福祉等の専門的知見をもった人材を効果的に活用し、問題解決に組織的に取り組むこと。
6. 「安心して暮らし、働き、携わることのできる社会」の実現に向けて、核兵器の根絶による平和の実現を目指していくこと。
7. 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みを広く普及促進し、SDGs 達成のための教育（ESD）の推進を实践すること。
8. ヤングケアラーや若者ケアラーについて、地方自治体においても、早期に認知し相談支援などの支援策の推進、社会的理解度の向上に引き続き取り組むこと。
9. 誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、自らの SOGI（性的思考・性自認）について平等に尊重され、安心して生活し働くことのできる環境実現に向けて取り組むこと。
10. SNS やオンラインゲームの普及により、子どもがデジタル空間で誹謗中傷、差別、性的搾取、依存被害等に巻き込まれるリスクが高まっていることから、学校教育において情報モラル教育に加え「デジタル社会における人権教育」を体系的に位置づけること。  
また、被害発生時の相談窓口の周知・一本化および専門機関との連携強化を図り、早期発見・早期支援体制を構築すること。

11. 将来の社会の担い手である子ども・若者が、政治や社会の仕組み、選挙の意義、権利と責任について理解を深め、自ら考え行動できる力を養うため、学校教育における主権者教育を充実させること。

### **行財政（政治政策・行財政改革政策・行政サービス政策）**

1. 公共事業は富の再分配であり、住民コンセンサスに基づく重要度と効率性によっても評価されるべきである（事業評価は採算性だけに偏重せず、地域や住民にとっての必要性を加味して行うこと）。
2. 近年、少子高齢化の進展、厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境が大きな変化を遂げる中で、最小の経費で最大の効果を挙げるためには、効率的、弾力的な行政運営を図る必要があることから、住民が行政に対して評価する、行政評価を導入すべきである。
3. 消費者の身近な相談窓口として、質の高い消費者行政サービスが受けられる体制の充実に向けて、消費者生活相談員の確保や雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実など機能強化を図ること。
4. 高齢化、人口減少が進行し、自治体の財政状況の悪化が懸念される。効率的な都市運営としてAI（ディープラーニング）の研究・導入を図ること。また、ベーシックインカム（最低限所得補償）の導入効果（貧困、少子化、地方活性化、行政コスト削減）などの研究を行うこと。
5. ICTの進展等に伴い、先進技術を応用するなど行政手続についての一層の利便性の向上や行政サービスにおける質の向上に寄与する取り組みを進めること。  
また、新たなニーズ（未来を担う若者の意見反映等）に対応するための既存業務の負担軽減と質の向上、既存の業務のやり方・プロセスを見直し、業務処理の標準化・フローの簡素化・ICT化等により、組織・個人の事務処理能力の向上と負担やコストの軽減に取り組み、これらにより、既存業務に係る投入資源を削減するとともに、簡素な体制であっても質の高い行政サービスを提供することを可能とし、さらには、削減した資源を、新たなニーズに対応するため、より必要性の高い行政分野や新たな行政需要に投入すること等を検討すること。
6. AIやICT活用などDX化による改善や効率化が進められている中、積極的な推進に向けてDX化に携わる人材の確保・育成を強化し、更なる生産性の向上や付加価値の向上に向け取り組むこと。また、働き方改革の取り組みを強力かつ着実に実行すること。
7. 現在はデジタル化も進んでいるため、広報物の全世帯への無条件配布から選択制配布にして印刷費の削減を図ること。
8. 神奈川県は、都市部もあれば地方もあり、災害時は各々の場所での誘導や救援活動等が必要になる。現在は、行政と自治体との連携が成り立っているが、自治体側では消防団員の高齢化・人数の低下が出始めている。行政からの補助金増額や募集等の要請を行い人材の確保に取り組むこと。

9.【新】性別を問わず、すべての個人が自己実現できる社会を目指し、性別役割分担意識を温存する税制や民間メディア（民放）の影響を見直すため、関連する法律の改正を積極的に働きかけること。

# 運輸労連

## 雇用・労働（雇用・労働政策、ワークライフバランスの推進政策、

### 障がい者・雇用政策、非正規労働者政策、男女平等政策）

1. 宅配事業については、通販貨物をはじめ、スーパーやコンビニの食材や日用品の配送にもその利用が拡大しているが、その主たる輸配送は貨物軽自動車運送事業の個人事業主である。個人事業主には労働時間規制がなく、安価な契約運賃で長時間労働を余儀なくされており、昨今過労運転に伴う交通事故が増加している。実質的雇用関係にあるにもかかわらず、個人事業主との契約関係によるとする偽装雇用の撲滅をはかるよう、調査、監視、指導を行われたい。（補強）
2. 貨物自動車運送事業安全性評価事業の「Gマーク」制度は、単に安全性に優れているばかりでなく、適法な経営をしている事業所が認定される制度となっている。また、引越の下見や作業などに関する引越のルールを守る事業者を引越優良事業者として認定し、「引越安心マーク」を交付している。物品運搬業務委託の入札参加資格要件に「Gマーク」や「引越安心マーク」の認定を受けている者を要件に加えられたい。（継続）

## 社会インフラ（インフラ政策、交通政策、防犯・防災政策、情報通信政策）

1. 貨物専用パーキングや荷捌きスペースなどのインフラ整備がされないまま、一般車両と同様に営業用トラックも駐車違反の取り締まりが行われることは問題である。都市部における駐車場附置義務条例については、都心部に駐車場が過剰に整備されることで、社会的損失が発生するとする議論もなされているが、少なくとも荷捌き駐車施設については不足しており、設置場所の適否については検討すべきと考える。  
荷捌き用駐車場の整備、道路に停めざるを得ない現状での店舗前の物資搬入車両用の駐車マスの確保、附置義務駐車場を隔地・集約化する際の集配ドライバーの横持ちへの配慮など、物流の社会的役割を考慮したまちづくりの施策を策定されたい。（継続）
2. 荷捌き車両に配慮した駐車規制の緩和は、交通の安全と円滑を確保しつつ、荷捌車両に配慮したよりきめの細かい駐車規制の見直しを行うもので、区間により「貨物」、「貨物集配中の貨物車」、「車両」のいずれかについて、時間を限定して駐車を可能とする制度である。  
警視庁のホームページには具体的に 183 区間（2025 年 11 月 12 日現在・昨年から 38 区間の増）の規制緩和を実施している。実施されている場所を神奈川県警察のホームページで明らかにされたい。（補強）
3. 電動キックボードについては、人身事故や悪質運転などが社会問題化する中、その普及に慎重な対応を求めてきたにもかかわらず、最高速度が時速 20 キロ以下のものについては、16 歳以上であれば運転免許は不要、ヘルメット装着は任意とするなどの規制緩和がなされた。自転車等の取り締まりや教育指導等の対策も未だ十分とは言えない。日本の道路は、そもそも歩道と車道が区分されているところは少ない。人・自転車・自動車等の既存の道路交通との安全が阻害されることのないよう、安心して安全に走行できる空間を用意されたい。その

上で、厳格な取り締まりや教育指導等の対策に取り組まれない。(継続)

4. 映像収録型ドライブレコーダーは、安全運転管理や自動車事故の未然防止に有効な手段であり、「あおり運転」等の悪質な運転による事故発生の原因究明や分析に必要な不可欠なツールとなりつつあることから、一層の普及促進に取り組むとともに、全ての公用車が装着されたい。大和市をはじめ全国的に公用車への設置が進んでおり、ドライブレコーダーの映像を警察の要望に応じて提供され、「動く防犯カメラ」として地域防犯に活用されたい。(継続)

5. 高齢者が被災した火災が多く見受けられ、また近辺への延焼被害も大きな規模となるケースが散見される。火災はちょっとした不注意で突然起こり、火の手が上がるとあっという間に燃え広がるため初期消火が重要となるが、消火器を設置している住宅は少ないと思われる。また、消火器は手順通りに扱わなければならない、高齢者や子供には扱いづらい。

小さな火の手であれば取り扱いが簡単なエアゾール式簡易消火具の火消しスプレーが効果的と考えられるので、高齢者や子供をもった方の家庭などへ配布または購入時の補助金制度の導入を検討されたい。(新規)

#### **環境・エネルギー（環境政策、エネルギー政策、食料・農業政策、消費者政策）**

1. 盗難、紛失の心配もない宅配ボックス（オープン型宅配ロッカー）について、駅・マンション・大学等に加え、戸建住宅への設置の拡充に向け、助成の継続と増額に取り組まれない。(継続)

2. 喫煙場所の整備については、「望まない受動喫煙」対策として、全国各地で実施されている対策を鑑み、愛煙家・嫌煙家が共存できる社会を構築されたい。(継続)

# 全 水 道

1. ライフラインである上下水道は安全・安心で安定した運営を目指し、将来も公営で担うとともに、事業の根幹である技術力の維持・継承のための経済的・人力的確保に努めること。

(継続)

2. 「水循環基本法」を受け、神奈川県においても、国の水循環基本計画に基づく条例制定も視野に、これまで以上に水源環境の保全施策を進めること。また、「流域として総合的かつ一体的な管理」が求められていることを踏まえ、水源域である山梨県及び静岡県とも協議し、県境を超えた施策に協力して取り組むこと。具体的には、次のことを進めること。

- (1) 相模湖が湖沼指定され、窒素・リンの環境基準が暫定目標として設定されたが、暫定目標はほぼ達成されているにも関わらず、富栄養化はまったく改善されていない。早急に暫定目標の見直しを行い、より厳しい値とするよう国に働きかけるとともに、湖沼法の指定湖沼に申請し、国及び山梨県とも協力して新たな規制や施策を講じること。

- (2) 相模湖の富栄養化対策のひとつとして、桂川流域の下水道未整備地域における「市町村管理型の合併処理浄化槽」の設置促進等について、山梨県側と協議・検討すること。

- (3) 水源河川の土砂対策を流域単位で総合的に進めるため、神奈川県がリーダーシップを発揮し、上流県域も含めた各管理者や関係団体等とも連携しながら取り組んでいくこと。

- (4) 上流県にまたがる水環境の諸課題に、神奈川県民も取り組みやすくするため、活動の啓発・促進を進めること。(継続)

# 全国ガス

## 福祉・社会保障

1. 入浴中の事故死亡者数は、交通事故や自然災害による死亡者数をはるかに上回っており、特に高齢者においては転倒だけでなく、ヒートショックの危険性が極めて高い。2024年の統計では、自宅等の浴槽で溺れて亡くなった方は7,776人に上り、その95%（7,363人）を65歳以上の高齢者が占め、これは同年代の交通事故死者数（2,103人）の3倍を超える水準である。特に、冬場（12月～2月）に年間の半数近くが集中することから、高齢者の重篤事故を防止するためには、ヒートショック対策の推進に引き続き取り組むことが不可欠である。

ヒートショックの防止には、冬季における住居内の温度を適切に保ち、温度差を低減させる「温度のバリアフリー化」が最も効果的であることから、高齢者の入浴時における重篤事故防止に向け、より効果的な支援策の実施および補助金の増額に取り組むこと。

具体的には「神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金」制度における窓の断熱改修等への継続的な補助に加え、新たに脱衣室や浴室への暖房機器設置に係る費用について、既築・新築住宅ともに助成対象とする等、入浴時における高齢者の重篤事故防止に向けた、より効果的な支援策の実施や補助金の増額等に取り組むこと。

## 社会インフラ

1. 近年、地震や集中豪雨、台風等の大規模災害の発生頻度が高まっており、発災時の停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じている。内閣官房「国土強靱化年次計画2025」においても、地域防災計画に避難施設等として位置づけられた公共施設等について、引き続き「避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（コージェネレーションシステム、ガス空調等）の導入を行うことで避難者の安全確保、災害時における重要施設の機能維持を図る」ことが掲げられている。

防災機能強化・分散型エネルギー構築の観点から、避難所や地域防災拠点となる公立小中学校の体育館や公共施設、医療機関、商業施設や工場等の民間施設へ、天然ガスを利用した分散型エネルギー促進にも資するガスコージェネレーションやGHP等の電源自立型空調設備（停電対応型機種）の導入促進、補助金の拡充等の具体的な支援策に取り組むこと。

## 環境・エネルギー

1. 2050年カーボンニュートラル宣言、2030年温室効果ガス削減目標（2013年度比▲46%）の実現に向け、日本国内においても水素エネルギーへの期待が高まる中、家庭用燃料電池は水素を活用して熱と電気を同時に作り、家庭でのCO2排出量削減にも大きく寄与する（年間削減効果約1.2t／台・年）。さらに、家庭用燃料電池は停電時発電継続機能を標準搭載しており、停電中でもお湯が利用できるため、災害時には「在宅避難」を可能とするなど、地域の防災力向上や災害に強い生活基盤の確保にも貢献できる。

こうした地球温暖化対策としての有効性および災害時の電力・熱源確保を可能にすることを踏まえ、家庭用燃料電池の普及拡大や設備投資の投資回収期間の短縮に向け、補助金制度の継続的な導入や補助金の増額等、具体的な支援に取り組むこと。

2.【新】横浜市は全国に比べ家庭部門からの CO2 排出量の割合が高く、家庭部門における CO2 削減が重要な施策であると考えます。CO2 削減に向けて、省エネルギーの推進は効果的であり、更なる省エネ機器の導入促進が必要である。現在、本市では「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業 (YGrEP 事業)」により、市民の行動変容を促し、省エネ機器の導入を進めているが、YGrEP 事業は戸建て住宅を中心とした施策となっている。

一方、横浜市は集合住宅の比率が高いという都市特性があるため、集合住宅への対策を併せて考えることが必要不可欠である。家庭部門のエネルギー消費の大きな割合を占める機器は給湯器だが、集合住宅の給湯器を高効率給湯器へ転換することにより、家庭部門の CO2 排出量を大幅に削減させることができる。

神奈川県においても、集合住宅における高効率給湯器導入促進のための補助金制度の拡充や、情報提供・啓発活動の強化に取り組むこと。

3.【新】災害時における避難所の環境向上は、避難者の生命と健康を守る上で極めて重要である。特に、熱中症対策は喫緊の課題であり、適切な空調設備の導入が不可欠と考える。

横浜市では、地域防災拠点となる小中学校の体育館 133 校において、災害に強い都市ガス供給による停電対応型ガス空調設備の導入を進めている。この取り組みは、「横浜市地震防災戦略」に基づき、避難所開設・運営マニュアルにおける要配慮者保護室、更衣室・授乳室、一時的なベッド設置場所の確保等、より質の高い避難所環境を実現するために不可欠である。

さらに、保健室や普通教室への停電時対応型空調の普及、さらに多様な避難者支援として、帰宅困難者の一時滞在環境における都市ガスによる停電対応型空調や自立型分散電源の導入による電源確保と環境向上も喫緊の課題である。

神奈川県においても、県内全域の避難所における停電対応型空調設備の導入促進、および自立型分散電源の導入支援に関する政策制度の策定と財政支援の拡充に取り組むこと。

4. 2030 年度 温室効果ガス排出量▲46% (2013 年度比) や、2050 年 脱炭素社会の実現に向けて、ガス業界では、再生可能エネルギー由来の電力で水を電気分解して作るグリーン水素等と CO2 を合成するメタネーションによって「e-methane (イーメタン：合成メタン)」を製造する取り組みを進めている。

e-methane は燃焼時に CO2 を排出するが、メタネーションを行う際の原料として発電所等から回収した CO2 を利用することから、排出量と回収量が相殺され、大気中の CO2 は増加しないため、カーボンニュートラル実現の鍵を握る技術といえる。また、e-methane は、都市ガス導管等の既存のインフラや設備を活用して、天然ガスを代替することができるためコストを抑えつつ、より円滑な移行への貢献が期待できる。

この e-methane のような先進的な取り組みに関しても、事業相互間や行政と事業者間との連携促進等、事業者の主体的な取り組みの支援に取り組むこと。

## 社会インフラ／環境・エネルギー

1.【新】公共建築物の ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 化は、光熱費の恒常的削減、施設価値の向上、および温室効果ガス削減等の多大な効果をもたらす。特に、都市ガスによる停電対応型空調や自立分散型電源を組み込んだ ZEB は、施設の電力依存度を低減し、大規模災害等による停電時においても、自立運転により施設機能の維持を可能とするため、非常時の市民の安心・安全を確保することにもつながる。

これは、平時における省エネルギーによる環境貢献に留まらず、提言内容（エネルギー・インフラ）の多重化を通じて、災害に強い公共施設を構築するという観点からも極めて重要であると考えます。

県内の公共建築物における ZEB 化、特に都市ガスを活用した停電対応型空調や自立分散型電源の導入を促進するための政策的支援策の拡充および財政的支援制度の創設に取り組むこと。

# 女性委員会

## 経済・産業

1. 【重点】改正女性活躍推進法に基づき、公表される「男女の賃金の差異」に対し、内容を分析のうえ、課題解決に向けた取り組みを進めること。（雇用・労働にも記載）

## 雇用・労働

1. 【重点】職場において、ジェンダー平等の促進をはかるため、能力強化のための研修に女性も積極的に参加できる環境づくりを働きかけること。
2. 【重点】性別役割分担意識を払拭するための職場における意識改革を進める研修・啓発・広報等を充実させること。
3. 【重点】労働環境が男性中心型となっている慣行を見直し、男女ともに育児・介護をはじめとした家庭生活に積極的に関わられるようにすること。
4. 【重点】自己実現に向けた人生選択ができるよう、長時間労働の抑制や勤務間インターバルなど働き方について啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進していくこと。
5. 【重点】ハラスメントの対応について
  - (1) ハラスメントを正しく理解するための啓発を行うこと。
  - (2) 職場でのあらゆるハラスメント防止の徹底をはかること。
  - (3) 幅広い対応ができるよう相談員のスキルアップを行うこと。
  - (4) 相談窓口の数を増やすこと。
  - (5) 相談窓口の周知を徹底し、多言語で広報を行うこと。
  - (6) 再発防止に向け、行為者（加害者）に対し、厳しい措置を講じるよう指導するとともに、加害者教育の機会を充実するよう求めること。
  - (7) 被害者救済の体制を充実させること。
6. 改正男女雇用機会均等法の徹底と法に基づく取り組みの強化。
7. 改正女性活躍推進法に基づき、公表される「男女の賃金の差異」に対し、内容を分析のうえ、適切に指導すること。（経済・産業にも記載）
8. 男女共同参画社会基本法に基づく推進条例の行動計画（かながわ男女共同参画推進プラン（第5次））を着実に実施。
  - (1) 審議会等における女性委員の参画比率の目標達成に向け、選出方法を含め具体的な見直しをはかり、進捗状況を引き続き公表すること。
  - (2) 男女平等社会の実現のため、広く県民・市民に向けての広報・啓発活動を実施すること。

9. 育児・介護休業法の改正について、周知・啓発すること。
10. 神奈川県子ども・子育て支援推進条例等に基づき、次の取り組みを進めること。
  - (1) 育児休業の取得による、昇級、一時金、退職手当に関する不利益を生じさせないこと。
  - (2) 育児休業取得者の拡大をはかる視点から、休業後の復帰支援の充実をはかること。
11. 子どもを持つ母親の就労および能力開発を支援するため、一時保育を含むワンストップジョブサービス施設の拡充をはかること。
12. 生活の変化に応じた多様な働き方の選択を可能にするとともに、適正な処遇・労働条件の確保と、女性の能力発揮の促進をはかれるよう環境を整備すること。
13. 妊娠した女性労働者が安心して働き続けるために、「母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）」に基づいて、適切な措置を講ずるよう事業主に働きかけること。
14. 不妊治療を望む労働者が治療と仕事の両立ができる労働環境にするため、「不妊治療連絡カード」に基づいて、適切な措置を講ずるよう事業主に働きかけること。
15. パートタイム・有期雇用労働法、同一労働同一賃金ガイドラインの遵守をし、労働者の同一価値労働同一賃金に則った均等待遇をはかること。

## **福祉・社会保障**

### 1. 【重点】介護をめぐる環境について

- (1) 要介護者の施設入所等の困難状況を踏まえ、遠距離介護や長期の入所待機等が生じた場合に、介護離職者を生じさせないため、介護サービスや社会保障の充実をはかること。
- (2) 利用者が住み慣れた地域で人生を全うできるよう、介護施設を増やし、質を向上するため、介護士の労働環境を改善し、かつ、キャリアに見合った賃金を保障するなど制度をさらに見直し、介護士の人材確保対策を一層強化すること。
- (3) 介護施設への補助金等により利用者の負担を軽減すること。

### 2. 【重点】保育をめぐる環境について

- (1) 待機児童の抜本的解消を前提とし、認可・認定施設の確保・新設に取り組むこと。
- (2) 安心して預けられる保育の質を向上するため、保育士の労働環境を改善し、かつ、キャリアに見合った賃金を保障するなど制度をさらに見直し、保育士の人材確保対策を一層強化すること。
- (3) 補助金等により無認可保育園の利用者の負担を軽減すること。
- (4) 無認可保育施設（企業内託児施設）への税制緩和を行うこと。また、助成金の支給基準を緩和し、支給期間を無期限にすることなど、事業継続・拡大のための措置を講ずること。
- (5) 感染症の蔓延などの有事の際に保育士が不足となる事態に備え、免許保持者のリスト化とともに再雇用を可能にするなど、保育所が維持できるよう施策を講ずること。

3. 【重点】子育てと仕事の両立支援対策として、病児保育および病後保育を必要とするときに利用できるよう各市区町村に少なくとも1カ所以上設置すること。
4. 第4期がん対策推進基本計画に基づき、すべての女性が受診しやすい環境整備や利便性の向上をはかるとともに広報・啓発活動を拡充すること。
5. 神奈川県子ども・子育て支援推進条例等に基づき、子ども・若者みらい計画に照らし合わせて次の取り組みを進めること。
  - (1) 男性の育児・介護休業取得促進のため、性別役割分業意識の改善をはかるとともに、具体的施策を講じること。
  - (2) 子育てに困った養育者が、相談や一時保育の利用ができる施設や場所を拡充し、その存在を周知すること。
6. 放課後児童クラブについて、次の取り組みを進めること。
  - (1) 拠点・運営時間の拡大等をはかるために必要な助成を行うこと。
  - (2) 指導員の質の向上をめざし、研修体制の環境整備をするとともに、保障の充実をはかること。
7. 税・年金・社会保障制度における世帯主義を廃し、個人単位の体系にすること。
8. 安心して子を産み育てられるために、次の取り組みを進めること。
  - (1) 出産後からではなく、出産前（できれば妊娠前）からの支援を充実させること。
  - (2) 自治体による、金銭的、精神的な支援となる環境整備を強化すること。特に、検査・正常分娩費用の保険適用を行うこと。「自己負担ゼロ」への改善や、「出産育児一時金」の別途支給も拡充し、進めること。
  - (3) 予防接種を含め地域医療のさらなる制度の充実をはかること。
9. 「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（かならいん）」の機能を更に強化し、一層の周知に向け、関係機関との連携を深め具体的な取り組みを展開すること。
10. 生理用品の完全無償化に向けて、施策を講じること。

## 社会インフラ

1. 【重点】地域防災計画の見直し・実行にあたっては、実務担当に女性をはじめ被災時に弱者となりやすい立場の当事者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ実施すること。
2. バリアフリーに配慮した町づくりをさらに進めること。

## 環境・エネルギー

1. フードロス削減するため、食品（賞味期限）の三分の一ルールを見直すよう企業に働きかけること。

## 教育・人権・平和

1. 【重点】ヤングケアラーに対して教育を受ける権利が守られるよう、取り組みを進めること。
  - (1) ヤングケアラー相談ダイヤルなど相談窓口を拡充し、広く周知すること。
  - (2) スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを充実させること。
  - (3) 継続した支援の体制を整備すること。
  
2. 【重点】多様性（LGBTQ＋、外国籍等）が活かされるよう制度を整えること。
  - (1) 選択的夫婦別姓や同性婚を含め、個人が尊重されるよう制度を整えること。
  - (2) 男女平等教育の推進とジェンダー平等の視点で意識や慣習を見直すよう徹底すること。
  - (3) 外国籍の人に対して、入居や就労等の差別が起きないよう自治体が支援すること。
  
3. 【重点】性的搾取を許さない社会風土をつくるため、関係機関と連携して適切な指導を行うこと。
  - (1) 性の商品化、暴力表現等、女性の人権を冒涇するメディア、配信元に対して、条例を整備し規制すること。特に、SNS に対して早急に対応を取ること。
  - (2) 保護者や児童に対し、性被害にあわないための教育を徹底するために、必要な情報を随時、学校関連各所に提供すること。
  
4. DV や虐待の根絶に向けた取り組みを進めること。
  - (1) DV の相談体制の充実（行政・警察・民間の連携）、公設シェルターを各市町村に設置すること。また、民間シェルターへの経済的支援を実施すること。
  - (2) あらゆる暴力の根絶にむけて啓発・指導を強化すること。
  - (3) 再発防止のための加害者に対する支援を強化すること。
  - (4) デートDV、スクールセクハラ防止に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含め、対策を強化すること。
  
5. 子どもへの虐待やいじめ問題に対しては、「子どもの最善の利益」の視点に立った取り組みを進めること。
  - (1) 児童相談所を含め、福祉関係の職員を増やし、行き届いた子どもへの対応ができるよう整備すること。
  - (2) 児童相談所全国共通ダイヤル（189）を周知・徹底すること。
  - (3) 保護施設を増加すること。

## 行財政

1. 性別を問わず、誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、性別役割分担意識と慣習を温存する税制および民法などの法律の改正を働きかけること。

# 神奈川シニア連合

## 雇用・労働

1. 〈継〉高年齢労働者の雇用については、改正高齢者雇用安定法に基づき有する資格・能力・経験が生かせる働く場の確保を行うとともに、労働災害防止対策など安全労働に向け「エイジフレンドリー補助金」の活用を推進すること。

## 福祉・社会保障

### I. 少子・高齢化対策について

1. 〈新〉現在の物価高に対する高齢者の生活苦を考慮し、後期高齢者の「医療費自己負担2割」対象者の負担割合の基準年収額を引き上げるよう国に求めること。
2. 〈新〉2024年6月に内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）内閣府孤独・孤立対策推進室から高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが提示されている。  
監督官庁を明確、事業者の認可、高齢者が不利益にならない事業に向けた法整備などを求めるとともに、自治体で事業者の監視・指導が行えるようにすること。
3. 〈継〉子どもの医療費・教育費・給食制度は、自治体の取り扱いがバラバラの状況にある。  
全国一律でサービスや制度が利用できるよう国に要請すること。
4. 〈継〉基礎年金は、マクロ経済スライドの対象外にするとともに、マクロ経済スライド制度による年金額調整のあり方については、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が安心して生活出来る年金額水準を設定し、確保するよう国に働きかけること。  
また、キャリアオーバーの運用は、年金生活者の生活安定を十分配慮・検討した上で行うこと。

### II. 地域包括ケアシステムの構築について

1. 〈継〉地域包括ケアシステムの構築は、2025年に最終年を向かえたが「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供できるよう、在宅医・訪問看護師・異業多職種、ケアマネージャー・ホームヘルパー、地域のボランティアや社会福祉協議会、町内会・自治会が連携して支援できる体制づくりを継続すること。
2. 〈継〉介護従事者の不足が深刻化し、①特別養護老人ホームなどの空きベッドの発生、②介護施設の倒産、③介護難民の発生、④介護離職者の増加が顕著となっており、処遇改善による人材確保などを積極的に行うとともに、介護ロボットやICTなどテクノロジーの導入による介護負担の軽減と効率化の推進、介護施設の事業改善に向けた相談機能を充実・強化すること。
3. 〈継〉特別養護老人ホームについては、空き待ち、在宅介護や老々介護が増加している状況を加味し、ベッド数を増やすこと。

### Ⅲ. 「無料低額宿泊所」「無届有料老人ホーム」の対策について

1. 〈継〉無料低額宿泊所・無届有料老人ホームについては、防火設備や居住スペース、食費や光熱費の徴収額などの実態調査、入居者の生活相談の実施、施設や生活環境改善に向けた指導を行うなど貧困ビジネス化の防止に努めること。

### Ⅳ. 医療に関する要求について

1. 〈新〉「マイナ保険証」に対する国民の不安が払拭されるまでは、資格確認書を存続させること。
2. 〈新〉訪問マッサージ（あはき療養費）の利用において、医師の同意書取得が大きなハードルとなっている現状の緩和は、高齢化社会において重要な課題である。ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画）に基づき、医師の同意書手続きをより簡素化・代替する仕組みづくりを行うこと。
3. 〈継〉住み慣れた自宅で安心して療養と介護を受けられるように、訪問医療・訪問看護などの医療基盤の整備・充実を行うとともに、ICT を活用した安否確認、看取りの仕組みづくりを行うこと。
4. 〈継〉かかりつけ医・薬局制度の徹底により「おくすり手帳」の提出を義務付け、重複処方に伴う服薬過多、過重投与、残薬問題などの解消に努めること。
5. 〈継〉高齢者医療自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加すると提起されているが、金融資産以外の資産保有者と比較し不公平になること、正確な資産把握実務が出来ない問題があることから、撤回に向け国に働きかけること。

### Ⅴ. 介護、認知症への対応について

1. 〈継〉高齢者が在宅で暮らし続けられる在宅支援サービスの基盤整備と拡充を行うとともに、2024年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は、次期改定を待つことなく復元・改善すること。
2. 〈継〉介護サービスの利用は、所得に応じて1割から3割の自己負担となるが、公的年金の改定に伴い負担判定基準が変更になることが発生する。この場合、改定された後の公的年金受給額より介護サービス費用の負担額が大幅に増加することから、公的年金改定額に合わせ介護保険の負担判定基準額を見直す制度にすること。
3. 〈継〉介護保険の利用は、医療より長期にわたる実態を踏まえ利用者負担割合は原則1割を維持すること。
4. 〈継〉世帯で抱える複雑化・総合化する問題の相談・支援に向け、改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」の体制整備とアウトリサーチサービスを積極的に行うこと。

5. 〈継〉訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は、密接不可分の関係にあり在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の切り下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などについて国に反対の意思表示を行うこと。
6. 〈継〉要介護1・2の介護サービスについては、総合事業に移行しないことを国に働きかけること。
7. 〈継〉認知症対策基本法・施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。  
また、認知症患者による交通事故などの発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、認知症に起因する損害や過剰な賠償責任が家族に及ばないようにする制度づくりを国へ働きかけること。

## 社会インフラ

1. 〈継〉交差点における歩行者の安全と渋滞解消に向けて「歩車分離式信号」化を進めること。
2. 〈継〉交通過疎地域に生活する高齢者、歩行困難な高齢者、障がい者、高齢者の運転免許証の返納などにより、生活用品購入や通院が困難な地域住民の要望を把握し、移動手段を充実・整備すること。
3. 〈継〉災害時の指定避難所に災害マニュアルなどを参考に避難してもプライバシーが確保でき安心感が持てるようにするとともに、必要な配備品を点検・補充すること。

## 行財政

1. 〈継〉「身元保証等高齢者サポート事業」の身元保証人や身元保証サービス・財産管理などの安心・安全な利用に向け、相談・紹介窓口を設置するとともに、運用トラブル回避に向けた業務監査の実施・チェック体制を確立すること。
2. 〈継〉悪質な訪問販売、電話勧誘販売などの迷惑勧誘行為に対して「事前拒否者への勧誘禁止制度」の導入など、引き続き、条例制定などによる規制強化を行うこと。
3. 〈継〉ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づいて「第6次男女共同参画基本計画」の策定、社会制度・慣行の見直しを推進すること。  
「選択的夫婦別姓」の実現、「女性差別撤廃条約選択議定書」および「ILO第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）」を早期批准するよう国に働きかけること。